

明治十七年二月二十六日第三種郵便物認可

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

NO. XI. NOVEMBER, 1903.

VOL. XVI.

明治十七年五月刊

每月一回二十日發行

監獄協會雜誌

明治三十六年

十一月二十日發行

第拾六卷

第拾壹號

監獄協會發行

第十六卷第十一號目次

第十六卷第十號目次

○會 說	●未成年者犯罪に對する處分法に就て	(一頁)	○會 說	●未成年者犯罪に對する處分法に就て	(一頁)
○論 說	●雜感(前號の續)	(一五頁)	○論 說	●雜感(前號の續)	(六頁)
●調戒法採用す	小河滋次郎君		●刑法改正案に對する所見	早崎春香君	
○雜 錄	●犯人氣質	(二九頁)	●新著未成年犯罪者の處遇論を讀む	印南於克吉君	
●分類拘禁法	早崎春香君		○雜 錄	●榜問談(前號の續)	(三九頁)
●初入者處遇手續	進藤正直君		●犯人氣質	別天生	
●入監雄婦と監内出産	秋風春雨堂主人		●東京便	別天生	
●東京便	居官いろは調	(四六頁)	○統 計		(五一頁)
○統 計	●明治三十六年九月末日現在全國在監人員表		●明治三十六年八月末日現在全國在監人員表		
●明治三十六年九月末日現在全國在監人員表	前表中外國人を國籍に依り區別すれば左の如し	(五一頁)	●明治三十六年八月末日現在全國在監人員表	前表中外國人を國籍に依り區別すれば左の如し	(五九頁)
●明治三十六年九月末日現在全國囚人刑名別	●假出獄申請書類中刑期の誤等多し(外數件)	(六三頁)	●明治三十六年八月末日現在全國囚人刑名別	●經費節減の方法に就て(外數件)	(五六頁)
○漫 錄	●領置主任の失策	(六三頁)	○雜 報	●敘任辭令	(六二頁)
●勞働の神聖	白耳義に於ける刑罰及監獄の組織(前號の續)	(六三頁)	●出獄人保護	地方通信	(六二頁)
○翻 譯		(六三頁)	○地方通信		(六三頁)
○地方通信		(六九頁)	○論 說		(六四頁)
○寄 書		(七一頁)			
○會 告		(七二頁)			

監獄協會雜誌第十六卷第十一號 (明治三十六年十一月廿日發行)



○未成年者犯罪に對する處分法に就て

(前號の續き)

未成年者に對するの刑罰にして全く我が刑法の上に現はれざる所のもの二種類あり。笞杖及び呵責即ち是れなり。笞杖刑は施体刑の一種にして未開時代に於ける復讐觀念に基きたる殘忍殺伐の刑罰の遺物たること論を俟たず此遺物は文明の近世紀に至るまで各國到る所に其餘喘を保つことを得たりしも今日に於ては佛國、魯國、埃國、獨乙、瑞典、瑞西及び伊太利の如きは既に刑法の上より之を除外したり其尙は法律の上に之を存する者は英國、諾威及び丁抹の三國に過ぎずして専ら未成年の男子に限りて之を適用せり。但丁抹の如きは女子に對して亦之を適用す。世界廣しと雖も女兒に笞杖刑を用ふるの國は獨り唯丁抹あるのみ。モリソンが英國を指して笞杖國の筆頭なりと謂ふか如く英國にあつては今日尙は毎年平均三千二百三百内外の未成年者十四歳以下に對して笞杖刑を適用しつゝあるの實況なりと云ふ。但等

しく英國の内にあつても愛蘭の如きは之を適用すること甚た少く英領殖民地たる
ニユーヨークドウェルスの如き時として一年間を通して全く之を適用せざるこ
とありと云ふ慣用の久しき輿論も亦之れに慣れて深く怪む所なきのみならず有
力なる専門の團体學者實務家等にして頻りに其有効を主張する者少からず然れと
も一面にまた之れに反對する所の識者あるへきは當然にして例へばロイド、ペーカ
ー (Lloyd Baker, Morrison's, A.O.S. 103) の如きは笞杖刑は簡便にして且つ廉價なりと雖
も其効果は則ち極めて乏し肉體上の痛苦は即ち甚しかるへしと雖も然かも是は
笞杖せらるゝの瞬間たるに過ぎず是を以て監獄拘禁の刑に比すれば拘禁儘かに八
日乃至十四日に過ぎすと雖も其間に於て尙ほ彼れに懲戒と改悟の機會を與ふるを
得るを以て笞杖の拘禁刑に劣るは明らかなりと英國に於ける某經驗家警察判事は
ウエイクフヰルド幼年監獄の統計に就て笞杖刑の有害なるを證明して曰く再犯の
百分の三十は單純なる禁錮刑に處せられたる者にして同六十は禁錮と笞杖刑とに
併科せられたる所に依つて之を見るも笞杖か未成年者を矯治するの効に乏しきを
知るへしと未成年者に對する笞杖の刑を再興すへしとの議論は歐洲殊に獨乙等に
あつては近年往々學者政治家等の口より耳にする所にして之れに關する著書類の
出版せらるゝもの少からず然れとも皆一時的現象に激成せられたる感情論たるに
過ぎずして殆んど一顧の價直を有せず英國に於て笞杖刑を主張するは之を以て成

るへく禁錮刑に換へ未成年者をして努めて監獄に接觸するの機會を少からしめん
と欲するにあり然るに獨乙等に於て近年の流行問題として喧すしく笞杖刑再興論
の趣旨は兇惡殘忍の未成年者に對する禁錮刑は其應報的効力に於て不十分なるを
免かれざるか故に彼れか痛苦を加重せしむるか爲めに之を適用すへしと云ふにあ
り同しく笞杖論なりと云ふと雖も余輩は英國流の論旨に顧みるの必要あるを見る
も斷して獨乙流の空論に聽くの耳を有せざるなり一、九〇〇年二月九日普國國會に
於て偶々刑事制度改良問題の日程に上りたるに際し一議員 (Veino) の昔杖再興説を
提出する者あり時の法相シェーンステッド (Schoenstedt) は一時の感情の爲めに容易
に現行刑事制度の基礎を動かし難しと答辨し議員ゼンケル (Zaenger) は昔杖再興に
反對するの趣旨を痛論して曰く論者は風教維持の必要より中古時代に於ける拷問
制度の遺物たる笞杖の刑を再興すへしと云ふ笞杖の行はれたる當時にあつては果
して能く社會の風教を維持せられたりと信するか我國文明今日の風教は果して昔
杖の行はれたる當時の風教に劣るものありと信するか英國に於て今尙ほ笞杖刑の
行はるゝは人の善く知る所なり英國に於ける社會風教の状態は果して我か獨乙に
優さるものありと信するか英國は果して之に依つて殘忍なる未成年犯罪者を出た
すの割合に於て我か獨乙より少數なりとの事實ありや余の見る所に依れば笞杖刑
なるものは獨り未成年者の矯治に少補する所なきのみならず之を行ふ者を殘忍に

導き之を受くる者をして益々其心性を惡感醜化せしむるに至る結果あるを免かれず云々と多年慣用し來れるものを一朝にして廢止するは困難なりと雖も幸に我國に於ては之を廢止するの日既に久しく多年の實驗に依つて之を見るも毫も之を再興するの必要を認めざるのみならず未だ好事家の之れに向つて空想を試みんと欲する者だに之れあるを見ざるは幸と謂ふへし余は斷して笞杖の未成年者に適當したる刑の種類に非らざることを確信するものなり現下必要なきに拘はらず尙ほ數言を費す所以のものは豫め獨乙流の新説の輸入に備ふる所あらんと欲すればな

呵責は立法上、他に多く其類例を見ざる所にして獨乙刑法の十二歳乃至十八歳の未成年者か輕罪又は違警罪を犯したる場合に於て情狀に依り科するを得べき一種の刑に屬する者即ち是れなり獨乙刑法第五十七條第四獨乙刑法にては「フェルツアイス」(Verweis)稱し魯國一八八五年發布の治安刑法(Gesetz ueber d von d Friedenstrichern zu verhaengd strafen V. 1885)には訓戒即ち獨譯して「ヘルブリーメンク」(Ermaahnung)なる文字を用ゆ呵責と謂ひ訓戒と云ひ其性質に於ては毫も相異なる所あるを見ず呵責は唯普通道德的制裁の一種たるに過ぎずして刑罰たる要素を具備せずと云ふ者ありと雖も名譽か刑罰の目的物たるを得るか如く感情も亦精神的主領物(Geistiges Vermoegen)の一種なるか故に之を強制するとに依つて或る反應(反省悔悟)を起さ

しむるを得るとならは呵責を以て刑罰の一種となすに於て何の不可か之れあらんや況んや懲戒罰令等の上には幾んど之か適用を見ざるなきに於てをや但し呵責は其効に乏しと云ふの非難に至つては余も亦其感を同ふする所なりと雖も是は呵責其物の罪に非ずして畢竟するに之を適用する場合と方法とに其宜しきを得ざるものあるか爲めなりと信す獨乙に於ける呵責適用の實況に就て之を見るに別に規定の據るべき者なきか故に普通一般の刑を執行するの手續に準し裁判所書記の作製すべき執行證を備へ公證ある判決文の謄本に依り區裁判所判事若くは檢事局に於て之を執行する者の如く獨り裁判と執行と其人を同ふせざるのみならず其間にまた多少の時日を経過し甚しきは則ち既に遺忘したる頃に至て始めて一片の形式的判決文書か當該者の手許に到達するに過ぎずと云ふか如き實況なり此の如くにして呵責の効あらしめんとするの困難なるは勿論にして呵責の無効を非難する者あるの偶然ならざるを知るへし之に反し若し呵責なる者吾人の普通所謂叱りなる意義に之を解し吾人か日常子弟に對し其不行儀不法の行爲ある瞬間に直ちに父兄たる人格に於て之を叱責戒飾する所あるか如く少くも裁判所に於ても亦親しく本人に就て其犯罪事實を審問紀治する所の裁判官其人か有罪を確め且た呵責の適當なるを認めたる場合に當り時を移さず審問即判決なり訓戒なりと云ふ程の意味を以て而かも威嚴ある裁判官たる人格に於て直ちに之を面責せしむるの方法を利

用し得るに至らば人に依りて呵責の効を見ること蓋し至大なるべく由つて以て多數の未成年者を有害なる監獄拘禁刑の弊より免かれしむることを得べきなり(著者曾てシカゴに遊び裁判所に就て幼年犯罪者審理の實況を観る當該判事は幼年の擔當に專任すること二十年餘、年齢六十四五、幼年者に對すること恰かも師父の子弟を待つか如く徒らに法官の態度を取つて形式的審問の弊に陥るか如きことなく冒頭彼れの名を呼び彼れの生育を告げ彼れの行狀を語り既に彼れの總ての關係を詳悉せるものゝ如くにして先づ彼れの信賴を惹き一言一句盡く皆彼れの小さき胸の内に伏在せる至眞の琴線に觸るゝの審問に非ざるはなきが如き法廷にある者をして恰も嚴格なる家庭にあるの想ひあらしめ審問其物か幼年者に對して既に形式的諸般の刑罰に優さるの效果あるべきを認むるに至らしめたり)ソイフェルト(H. Sauter)は裁判官と適用方法と兩つなから其宜しきを得るに於ては呵責は幼年者に對するの刑として最も有効なるものなりと云ひ著者か同氏に就き刑事訴訟法の講義を聴く時に際して直接耳にせし所の記憶に依る幼年研究家として經驗ある有力家^{唯タ其言ヲ余ノ記憶ニ存スルノミニシテ其出所ヲ穿鑿スルモ急ニ之}の說に曰く普通生育關係の下に犯罪したる幼年者は初回は先づ之を呵責せよ二回も亦嚴重に之を呵責せよ三回も亦更らに嚴重なる呵責を加へて以て其驗否を試みよ四回以上に涉る場合に於て始めて普通の刑罰なり或は懲治教育なりを加ふるも晚からずと言少しく奇

矯に失するの嫌ひなきに非すと雖も深く呵責の効果を信認するの意は則ち見るべきなりアベツユニス(A. O'SIOL)は呵責を有効ならしむるか爲めに審問と判決及び執行とを直接聯結せしむるを必要とし尙ほ若し當該者にして學校に通學し若くは感化院に在院する者なるの場合に於ては呵責に付加するに學校懲戒を以てすべしと提議せり學校懲戒 Schulknecht に付するは強て異議なき所なりと雖も之を付加するとせざるとは個々の狀況關係に依り學校當局者の決定すべき所にして必ずしも當局者の職權を牽制するに及はざるべしと信す故に余は此提議に基く獨逸幼年犯罪者處罰法草案第五條第七條第二項呵責に處せられたる者に於て公立小學校に通學する者なる場合に於ては之を學校懲戒に付するの言渡をなすことを得懲治教育の下にある者亦之れに準ずるの規定に對しては異議なきを得ざる所なり呵責を有効ならしむるの方法に就ては余の既に陳述する所あるか如く殊に幼年者に對しては成るべく老練なる裁判官を撰拔して之れに擔當を專任せしむるの方法に依らしめんことを望む斯くの如くにして我か刑法の上に呵責を採用するの結果は必ず多數の未成年を懲治、禁錮其他の刑罰より之を免かれしむることを得て而かも簡便に且つ廉價に能く累犯豫防の趣旨を全ふするの一助たらしむることを得へし魯國刑法草案第三十八條第三及ひ最近瑞西刑法草案第九章及び第十章の如きも未成年者に對する刑の一種として新たに呵責を採用したる所に依つて之を見るも自ら立法の

方針の此にあるを知るべきなり

罰金の刑か未成年者に對する適當の刑と認むべきや否やの問題に就ては學者の間に區々の議論あるを免かれざる所なり之を否認する者の多くは則ち曰く罰金を未成年者に科するの結果は勢ひ其負擔を父兄又は親族に移すに至るべきを以て恰も犯罪當該者の代りに關係なき第三者を罰するの變態を生すべく變態尙ほ忍ふべしとするも多くの場合に於ては則ち換刑處分となり複雑なる手数の下に無用なる迂路を取つて同じく監獄拘禁に其運命を終了せしめざるを得ず換刑處分の多きは成年者にして尙ほ然り況んや未成年者に於てをや寧ろ始めより監獄拘禁の刑を科して以て適實に犯罪當該の責任者に限りて之を處罰するの趣旨を全ふする所あるを要すと多數の未成年者が罰金を拂ふに足るの資力を有せざるは事實なり然かも父兄をして之を代償せしむるに於て何の不可か之れあらんや獨り父兄のみならず親族なり雇主なり賸た平生彼れに同情ある所の總ての第三者に於て彼れの爲めに代償の惠を與ふること毫も差支へあらざるのみならず彼の監獄に送らるゝの不幸を避けしめんか爲めに父兄の代つて之れか辨償の任に當らんと欲するか如きは人間至情の當然にしてまた大に乘して以て之を利用すへき緊要の動機なり未成年の犯罪者を出たすとを以て必ずしも盡く之を父兄の責に歸せしむべしと云ふに非ざるも間接上幾分の責任あるを免かれざるは勿論にして少くも子弟の失敗に鑑みて己

れを責め彼れを將來に警戒するの責任を辭すべからず代償は即ち此責任を盡さしむる所以にして父兄は由つて以て子弟に對する義務觀念を喚起すべく子弟即ち犯罪當該者も亦累を父兄に及ぼしたることに依て深く自ら反省悔悟する所あるべく反省悔悟は同時にまた父兄に信頼を厚ふするの素因たらしむることを得べし代償は寧ろ一舉兩得の效果ありと謂ふも可なり又論者は犯罪に直接關係なき第三者に影響せしむるを以て刑の本則に反るものなりと言ふと雖も如何なる刑か其影響を第三者に及ぼさるものかある成年者に對するの罰金は果して皆當該者一個の資力に依て辨償せらるゝ者なりと信するか少くも之を辨償するの結果か累を妻子又は債權者に及ぼさるべしと信するか余か地方監獄當局者の實驗に就て聞く所に據れば附加罰金に對する不納換刑の言渡を受けたる在監者にして換刑執行前全納し若くは執行後幾分を納付して出監する所の者の殆んど全部は實際、父兄、親族、朋友、隣佑、郷黨等の力に籍るものなりと云ふ本年六月、官命を帯びて九州地方を巡回するに際し偶々長崎監獄に於て其輕禁錮囚の換刑取消命令に接して出監せしめらるゝ者あり當該者年齢卅歳、父母なく妻子なくまた兄弟の所在を詳かにせず固とより赤貧拂ふか如く僅かに勞働に依て其日を糊口するに過ぎず余試みに本人に就て如何にして罰金を納め得たりやと問ふに曰く余固より一錢の貯へあるに非す余の罰金か何人に依り又如何なる事情の下に完納せられたるやは余の毫も與

り知る所に非すと答へ更に然らば汝の爲めに何人に依りてか完納せられたる罰金十圓の罰金不納に對し二日の換刑處分を受けたをは何時頃までに辨濟するの見込ありやと問ふに彼れは冷笑一番、唯た永久辨濟の見込なしとの一言を以て之に答ふる所ありしに過ぎず自由刑は刑の結果を犯罪當該者に限局するの効ありと謂ふと雖も試みに家長の身分に在る所の者か一朝にして監獄拘禁の身となりたりと假定せよ果して彼れか妻子眷族に拘禁の影響を受けさらしむることを得へしと信ずるか妻子は罪なくして夫たり父たる者の罪の汚名を分つのみならず其饑餓に苦むの苦は本人か拘禁に苦しむの苦に優さるの實況なるに非すや未成年者に對する罰金負擔の責を以て間接に之を父兄に移せしむるものに比し其影響の輕重に差異あること極めて著明なりと謂ふへし罰金刑が其何人に對する場合たるに論なく概して動もすれば輒ち換刑に終はりやすきを免かれされは實際の事實にして殊に我國の如きは最も其弊に堪へざるの實驗をなしつゝある所にして成年者に對してすら既に此の如くなりとせば未成年者に對して之を適用するの前途は豫め其不結果に終はるべきを想像するに難からず然らば未成年者に對する罰金の刑を否認すへきかと云ふに余は罰金制度をして縱令今日の不完全なる状態の下にあらしむるも尙ほ未成年者に對して大に適用の範圍を擴め普通金刑を許さるる犯罪に就ても其未成年者に依つて犯されたる場合には特に個人關係を省察して之れに金刑を科するを得るの道

を開くに至らしめんことを切望する者なり始めより換刑に終はるへしと想像し得らるへき者に對して金刑を言渡すか如きは抑もノンセンスの極と謂ふへし善く個人關係に顧みる所あらは本人若くは父兄親族に於て相當の資力を有し且つ此に由て彼れを警戒するの大に時宜に適し本人を犯罪より遠ふさからしむるに有効なりと認むるの場合必ず多々あるべく若し斯る狀況に處して金刑を利用する所あらは決して換刑に終はるか如き恐れなかるへきは必然にして余は徒弟職工傭人等となつて相當保護者の下に既に一定の業務に従事する所の者若くは平生相當の家庭に起居する子弟の偶發性輕微の犯罪者に對して之を利用するの最も適切なるを信す著者頃日歸省して〇〇の〇〇に在り偶々同地監獄に就て聞き得たる實事談を掲げんに同地停車場に日々菓餅(鹽煎餅)を行商する所の少年あり一日、不幸にして顧客を得ず黄昏に至るも尙ほ過半を賣殘し得る所、幾何もなし空しく歸らんか主人の叱責を免かれず躊躇、去就を決せざるの間に空腹は容赦なく彼れの手を強制して終に數顆の菓餅に觸れしむ偶々知る所の一少年に邂逅す擬製豆腐の營業者に僱役せらるゝ所の者にして年齢相同しく共に未だ十六歳に滿たす後者曰く時盛夏に際して余か家の業務頗る閑なり夜、歸へる晩きも毫も主人の叱責する所とならず是れより相伴ふて夜遊を試むるも亦可ならずやと困頓の極、深く失望の淵に沈みたる前者は恰かも百萬の敵を得たる想をなし心機頓かに一變、何の辨ひもな

く剩ます所の餅菓を分つて相食し共に携へて市中を彷徨す興盡きて將さに袂を別たんとするの時既に夜半を過く後者また歸棲の機を過まり終に共に某倉庫の軒下に眠る夜明けて二者共に饑餓に堪へず何れの發議ともなく忽ち一計を案して桑田に入り切株の殘葉を掻き集め來つて土俗、切株の殘葉を採るは下層社會の常業として殆んど之を默許に付すと云ふ之を賣り以て朝餉一碗の資に供せんとする刹那に發覺せられ終に警吏の捕ふる所となつて裁判審理の結果、磔れむべき二個の偶發的輕微の犯少年(？)は共に重禁錮一ヶ月の處分を受け事定つて後、時を久ふして始めて兩主人の知る所となり百方救済に奔走するも終に赭衣の二少年を如何ともすること能はざりしと云ふ是れ則ち我國今日の刑事制度に於ける未成年處遇の活動寫眞なり罰金を未成年者に科するに就て其個人關係殊に年齢、罪質家庭關係、業務關係等を省察するの必要あるは勿論なりと雖も代償は固より豫期する所として其父親たるべき者の収入關係に就て精査を遂ぐる所あるを要す例へは父親の收入にして一ヶ月十圓内外に過ぎざる所の者は其十五圓以上の收入ある父親を有する者より低く見積り同額の收入ある者と雖も一人の幼者に過ぎざる者と一家數口を有する者とは其間に金額の等差を立てざるべからざるの類是れなり之を要するに未成年者に對する罰金の額は成るべく其準律の低からんことを努めざるべからず刑法上特に未成年に科すべき低率の罰金價格を規定するに至るを得は更に妙な

り
當該者をして成るべく完納の義務を全ふせしめんとならは努めて納付の方法を簡易ならしむることを要す即ち其収入の實況に顧みて便宜、日賦又は月賦の分納を許るす如きは是れなり未成年者の如きは固より何程の貯蓄をも有するものにあらず又假令以小額なりとも完納を豫期して一定の期日までに所定の全額を貯蓄せしめ得べきに非ず又親として其子の監獄に送らるゝことを好まざるが爲めに如何にもして代償の義務を盡さんと欲する者と雖も一時完納の實際に困難なるが爲めに涕を吞んで其不幸を救ふ能はざるに至るべきは蓋し自然の勢のみクローネ曰く罰金は一定の額を宣告して一時に之を納完せしむるか如きことあるべからず宜しく階級税及び所得税の月額に準して之を科し其此等の納税義務なき者に付ては地方又は町村税の負擔額に基きて之を料り全く納税の義務なき者に對しては最も僅少なる月額を定めて之を科すべし而して其一時に完納する能はざる者ある場合に於ては徵税と同時に若くは徵税法に準する方法を以て分割納付の途を開く所あるを要す云々と(Krohne: a. O. S. 236) 極めて穩健着實の意見なりと雖も是は成年者若くは代償者の場合に限りて之を適用することを得べく未成年者に對する場合に就ては別に其分納の方法を講せざるべからず誠むらくは余に於て未だ成案の示すに足るべきものなしと雖も既に分納の必要を認めたる以上は之れに適當する方法を發見する

こと必ずしも至難に非ずモリソン(Moulson: a. O. S. 36)の案出せる郵便貯金法に依る分納法の如きも或は其宜しきを得たるものならんか當該者は即ち隨時若くは一定の期日に便宜所在の郵便局に就て納入を爲すを得るか爲めに遠路而かも複雑なる手數を経て一々裁判所に就て納付するの煩勞と時間とを省くを得るのみならず併せて又彼れに貯蓄の觀念を養成せしめ得るものと謂ふへし

寒士之妻。弱國之臣。各安其正而已。有擇勢而

從。則惡之大者。不容於世矣

伊 川

異端不_レ息。由_二正學之不明_一我_レ盛。則彼_レ消_レ滅

無_レ日矣

東 萊

論 說

○ 雜 感 (第四回教務講習所に於て前號の續)

小河 滋 二 郎

尙ほ續て少しく御話を致して見やうと思ひますが實は昨夜こちらで前日以来段々御協議になりました事項の廉書をば拜見致して見ました所、既に昨日私が申上げた事に就て諸君の御氣付に依つて御協議に上つて居る事柄も多々あるのであります、私がそれを拜見致して居りませぬが爲めに無用の御注意をしたやうなことも中にはあつたかと考へて居りませぬ、尙又今日御話を致したいと思つて居りますることの内にも既に御協議に上つて居る事柄も随分澤山あるやうでございます、其御模様はどうでございますか承知致しませぬが爲めに既に諸君の御氣付になります、此段は豫め御承知を願つて置きます、

各監獄を巡回致しました際に於きまして段々私が其監獄に就て感じたことに付いて意見のある所を話して呉れと云ふ請求で到る所一場の講話を致した次第でございます

います、既に其講演の際に卑見を申述べて置いたこととありますから或は既に御列席の方の中には九州地方で私の御話したことを御聴ぎになつた方もあると考へます、或は重複になるかも知れませぬが、何處へ参りましたも私の必ず話を致しまする事は此監獄に於ける紀律若くは清潔秩序と云ふ事であります、御承知の通り今日では監獄到る所紀律も段々振肅致して参りまして又清潔法なども隅から隅まで行届いて能く勵行されて居るのであります、夫故に局外の者などが監獄を參觀致しますると、實に監獄に於ける清潔の周到なるには一驚を喫するので如何に慘怛不潔であらふとの想像に引替へ遣入つて見ると至つて純潔無垢隅から隅まで掃除が能く行届いて居る状況を見ると何人も實に意外に驚くと云ふ感を同するものであります、併し御同様に此黒人の眼を以て監獄に於ける紀律なり其他を看破致しますると、外部に於ける紀律の振肅若くは清潔の周到が強ち周到である振肅であると云ふことが出来ない、形は出来て居りましても其精神に於て段々振上げて居る所があるのであります、監獄に於て紀律を保ち清潔を努めると云ふことは兎角形式に流れまして何故に監獄に於て紀律を勵行しなければならぬか、何故に清潔を勵行するか其趣旨が徹底して居らぬやうに見受けるのであります、畢竟するに監獄に於て紀律を保つは社會に於て不規律なる生活をして其不規律の生活を爲して居ることが直接間接に犯罪の原因となつて彼等を悪化せしむるものである、其原因を除かしむる爲めに、所謂良民生活に馴致せしむることが目的であります、彼等は常に不潔の境遇に住んで居る即ち境遇が不潔でありますから随つて其心持も不潔になつて仕舞ふのであります、良民として守るべき紀律なり清潔と云ふことを教ふるが爲めに監獄に於て嚴正なる紀律周到なる清潔を勵行して彼等を之れに馴致せしむる次第である、それであつて見ますれば監獄で唯多數の人を使ひまして所謂掃除夫とか云ふやうな者を使つて清潔を保つと云ふことは決して此監獄に於て清潔を保つ旨意に協つたのではない、監獄は勞力の澤山ある所でありますから其勞力を餘計使つて監獄の清潔を保つことは當然であります、普通の家に致しましては金を費し人を使つて而して其清潔を保つと云ふことは何人にも出来る當然の話であります、監獄の如き所は尙更に監獄が清潔になつて居ると云ふことは惟むに足りないもので、常に餘れる勞力があるからすると云ふことであれば監獄に於て清潔を保たれて居ると云つてそれが何も手柄になる譯ではない、畢竟するに監獄に於て五百人なり千人なりの在監者をして各々をして清潔紀律に馴致せしめやうと云ふには各自をして清潔を保ち紀律を守らせることにして其集つたものが監獄全體の清潔となり監獄全體の紀律とならなければならぬ、掃除夫の如きは監獄に於て成るべく少く使つて紀律が能く届き清潔が能く保たれて居らなければならぬ、或る場合に遭遇すると兎角急に多數の掃除夫

を使つて監獄内外を掃除すると云ふ弊もあるやに聞いて居りますが誠に怪しからぬことである言て市ヶ谷の佐々木教誨師が監獄茶話會で御話になりましたこともありすが、囚人などが監獄に於て俄に掃除でもすると何れ司法省邊から誰か役人でも來るであらうと云ふことを豫知する、即ち監獄で平生は打やつて居るが役人でも來ることがあれば掃除すると云ふことであれば囚人感化上不得策の話であると云ふ注意を御話になりました、至極尤な話である、縦令外部の清潔に於て少しく缺ける所がありましても其精神が貫徹して居りますれば其監獄に於て清潔の勵行されて居ると云ふことが分る、それを急に役人が來ると云つて狼狽して一時に多數の勞力を使用して俄かに掃除などをさせますることは最も不得策の話と云はなければならぬ、先づ監獄に於て清潔を行ひますするには各個人の身體をして清潔ならしむることを第一に努めなければならぬ、囚人の身體が清潔にして初めて其纏ふて居る衣服に及び衣服の清潔が出来まして而して後其居住して居る所の監房に及びし監房の清潔が出来て而して後工場に及びし工場の清潔が出来て而して後一般監獄の構内に及びすと云ふやうに順序を以て進まなければならぬ、然るに一番人の眼に觸れる監獄の構内又工場監房の如きは清潔でありますが肝腎な囚人の身體に直接して居る被服若くは其身體に於て大に清潔に戻つて居るやうな状態を保つて居る所が澤山あるのであります、甚しきに至りましては囚人から却て我

々に對して、何分入浴の度数が少くして酷熱の時分に當つて毎日流汗淋漓工場て仕事をして居るので殆ど身體の不潔に堪へられぬと云ふやうなことで、水が少なくなるが、何分之を屢々洗濯して貰ふことも出来ない、引替を請ふても引替へて貰ふことも出来ない、亦破れても急に纏ふことが出来ないと云ふので甚だ難義をするると云ふことを囚人から我々に向つて情苦を訴へる有様である、斯の如く本末の關係を誤つて居つて而して唯外形の清潔が出来たからと云ふて決して其監獄で清潔が勵行され居ると云ふことは出来ないのである、多少外形に不完全の所がありましても肝腎の囚徒の身體の清潔なり秩序が正しくありましたならば、其方が却て神髓を得たものと考へます、尙ほ一層甚しきに至りましては随分此被告人などの間には入監の際に手拭を持つて來ないと、か或は不潔の衣服を纏ふて來る者があります、不潔の衣服でありますれば監獄では是に獄衣を貸與してやると云ふ注意が行届かなければならぬのであります、是が唯獄衣さへ貸與すれば宜いと云ふ考から清潔と云ふ點には注意が缺けて居るとか、又朝夕なければならぬ手拭を與へて居らぬ、それが爲めに朝夕顔を洗ひ手を洗ふ時分に拭ふ物がない爲めに或は着物で拭ふとか帯で拭ふとかの已むなきに至つて居るのは即ち監獄官吏が却て彼れを不潔に餘義なくせしむると云つても宜い、又時としては刑事被告人などに

は入監して來る時分九州地方には斯う云ふ習慣がある、下等社會の者は多く裸足で居る、それ故に監獄にも裸足で來る奴が澤山ありますが、其者に對して監房まで下駄を貸してやると云ふ注意は宜いのでありますが、唯形ちの上に於て下駄を貸すと云ふので、下駄を貸す以上は即ち其穢ない足で監房へ入れて穢なくすることを避ける爲めに貸すのである、所が既して來た其泥足の儘で下駄を履かして監房に入れるやうなことをして居るので殆ど此清潔なり規律を行ふと云ふ精神を誤つて居るので、如何に監房を始終清潔に致しましても泥足で常に出入するやうなことでありましては單り足が汚れて居るのみならず衣服も汚れまするし又監房も不潔になることを免かれぬ、一方では多數の人を使つて掃除をして居るにも拘らず其不潔の原因を其儘にして置くので全く形式に流れて其精神を得ない所の證據であらうと考へます、それから又此監獄當局者などが動も致しますると監獄に於て清潔を行ふは唯衛生の爲めである規律を行ふは所謂刑の嚴正を期するが爲めである彼等に窮屈を感ぜしめ彼等の健康を保全する爲めに清潔を勵行し規律を勵行するのであると云ふやうな單純の考を持つて居る人が往々にしてあるのでありますが、監獄に於ける規律若くは清潔と云ふことは社會の清潔規律とは少しく趣を異にして居る、社會に於ける清潔は先づ衛生の爲め健康の爲めに銘々がするのでありますが、監獄に於ける清潔と云ふものは單り健康の爲めのみならず致しませ

て、是が又感化改良上に極く必要な手段になる次第である、外國の監獄などでは清潔と云ふことは最もやかましく云つて居るのでありますが、日本などとは其趣を異にしまして寧ろ監獄などに這入つて來る奴は非常に清潔を嫌ふのである、監獄の役人の方からやかましく云つて衣服を取替入浴を殆ど強ゆると云ふ風で、彼等は入浴を強いられるとを苦痛に感ずる位で、入浴をせぬで十日も廿日も居ることを喜んで居る、又衣服の如きも少しく汚れたからと云つて洗濯するとか引替へることはうるさくて堪へられぬやうな感じを持つて居る、日本などは全體潔癖な國柄であり固有の習慣があるからでもありませんが、却て役人の方が不潔のものを其儘にしてあるを囚人の方から進んで下帯が穢ない衣服が垢染みて困ると云ふやうなことを常に訴へて居るのであります、併し全體がさうではなく殊に百性なとては不潔の所に住んで居りました者でありますから彼等自身には不潔と云ふことも何んとも思はぬのでありませんが、願くは監獄に於て行ひまする清潔などと云ふことは極く細かい事にまで立入つて彼等をして却て清潔を勵行することが餘程苦痛であると云ふやうな感じを持たしむるやうにしなければなるまいと思ひます、是等も前に申した通り彼等の衣服なり總ての物を純潔無垢にする習慣が付きましたならば其形ちに感化せられて自づから心までも改良感化に赴くことが出來やうと思ふ、詰り監房なり被服なり總て監獄に於て清潔をするとは、單に此衛生健

康と云ふやうな目的を達する爲めのみならず致しまして、是が即ち感化の上に最も必要の手段となるものであらうと思ひます、所謂水清ければ魚住まずでございまして、其形が純清無垢でありますれば随つて惡るい考を起す邊がなくして自然外物の爲めに感化されると思ひます、日本などでは概して紀律なり衛生と云ふことを多少常に官吏がやかましく云つて彼等に守らしむる仕組になつて居りますが、外國などの實況に依つて見ますと、監房なども隅から隅まで磨き立てられて居るので其所へ這入る人間は自然感化せられて己れの心に咎めて少しも不紀律不清潔の事を致しますればそれが忽ち目に立つことになる、私共に致しましても外國の監獄を常に旅から旅と巡廻致して歩るきます時分に行つて見ますと、役人に致しましても囚徒に致しましても監房に致しても總て純潔無垢でありますのが故に私共が參觀者として這入る時分少しも衣服に埃が付いて居るとか不體裁でありますると忽ち目に立つて役人に對しても氣が咎め又囚人に對しても良心に安んじない所があつて、必ず監獄の門に到りますると先づ靴に埃がありますれば磨いて貰ひ又カフスなどに汚點でも着いて居りますれば取替へなければならぬやうな譯で、能く瀛車で服など汚れるそれを掃除をしてキチンとした服装でなければ心に咎めて這入ることが出来ないと思ふ感じを持つ、况んや囚人などに致して見ましたならば其人間が這入つて住む境遇が其通りになつて居りますから人から

云はれないでも自ら進んで清潔紀律を守ると云ふことに自然に感化されると云ふ傾を持つてあらうと思ふ、又此に到らなければ直に彼等をして清潔紀律に馴致せしむる趣旨を貫徹することは出来まいと思ふ、夫等は悉く彼我を比較して相感じたのであります、日本などであつて見ますと、現に私が奇に感じましたのは九州地方の監獄を巡廻すると、多分諸君も御氣付になつて居られませうが監獄の玄関前とか又は應接室などに額が掛けてあつたり又は人目に接し易い所に掲示がしてある、其掲示中の參觀人の心得であります、參觀者は不體裁の服装をして囚人に輕蔑されるやうな様子で參觀しては困る、言喚へて見ますれば正しい衣服を着て清潔な履物を穿いて來なければ困ると云ふことが參觀人心得の一箇條として人の目に觸れ易い所に掲げてあります、此の如き事は實に監獄としては如何かと思ふ、監獄が純潔無垢に掃除も何も行届いて役人自身が雨降に泥靴でドシ／＼事務所へ這入るとか又事務所の物が片付いて居らぬと云ふことでありましたならば其所に這入る人は何人も忤まないで泥靴でも這入りませうし穢ない衣服を着ても一向目立たぬから這入つて來ませうが、若し監獄に於ける清潔紀律が隅から隅まで行届いて居りましたならば、縦令參觀人に穢ない衣服を着て來ても宜いと云つても心に咎めて來まいと思ふ、參觀者に其注意を促すのは畢竟するに監獄自身に足らぬ所があるので、不清潔不紀律であるから世間の人も不清潔不紀律で來易い

のである、甚だ監獄として自ら卑める譯で斯様な揭示を爲して居る一事を見ても監獄のまだ幼稚であることを示して居るかと思ふ、要するに若し清潔なり紀律なり骨髓を得て其精神が能く行はれて居ると云ふことでありましたならば諸君が御負擔の教誨の任務を御盡しになるに於ても監獄の清潔紀律と云ふことが大に助を爲すであらうと思ひます、

(未完)

○訓戒法採用すへし

早 崎 春 香

小河氏未成年犯罪者の處遇一〇三ページに依れば露國には彼此二昔の十八年前より訓戒の法實行せられ獨乙に於ても呵責と稱し明に刑法の上に規定して實行せられつゝありといふ羨しきことの限りにして我國に於ても晚播ながら今度の刑法改正を好機として速に採用せられむこと切望に堪へず

國家が警察國より進みて法治國となりたるを觀れば法治國亦いつかは化して徳化國などいふ時代も來ることなるべく既に法治國の感念は少くも五十年の時代遅れなりと評したる向もある位のことなれば早晩國家の感念も何んとか進化することなるへしとしてさて刑罰の感念もそれにつれて進化せざるを得ず現に生命刑進み

て身體刑となり身體刑化して自由刑となりたるを觀れば其自由刑亦刑罰の極致にあらざること明白にして何時かは更に進化して精神刑などならざるを得ざるべし自由刑に對する我々の意思を遠慮なく言へは甚以て望少く分房制などの方法により現在より一步を進むることは確に出來得へき歟なれど今更らに多分の國費を投して分房監を新築し出入時なく度なき累犯の賊盜犯を送迎する必要があるへしや否我々の淺見によれば此等累犯の賊盜犯は或一定の年齢に達すると共に手に一藝を覺ぬ且つ自ら心に悟るにあらざれば先以て社會の良民に立戻ると甚だ困難なるへし宮城監獄に於て出監者の百分の七十は成績宜しと聞くか如き人爲的矯正術の効も多からむなれど大方は刑期長くして年齢四十を超過するか爲なるへしと察せらる孔子も四十にして惑はずと言はれし由況して養ひ難き小人は四十年以下にして悟の開くへき道理はあるへからず我々は四十年以下にして二三犯以上に涉る賊盜犯は單に裁判官の臆斷したる刑期のみに拘泥せず或一定の年齢に達し手に一藝を覺ぬ自ら心に悟りて能働的に社會の良民に立戻り得へき時機に達するまで刑期を延長して特種の監獄に拘禁することを得へき趣向に出むことを切望するものにて斯の如き趣向となすときは現在の習慣的、賊盜犯を拘禁するには現在の建物にて事は足るべく何卒幾十万といふか如き國費を分房監の新築に投する代りに將來不治の累犯となりはつべき子供の保護教育事業現在の制度にては未成年者の懲治又

は刑罰などに消費せられむことを切望するものなれど今は問題外なりとして暫く言はざるへし

さて自由刑に對する我々の望は斯の如く輕少なり斯る望少き自由刑の執行所監獄に現在拘禁せらる所の囚人中には獨乙刑法に所謂呵責とまで強き意味を持たずとも露國法に所謂一言の訓戒にて十分なるへき者多々有之、賭博犯にあり、竊盜にあり、監視違犯にあり、選舉法違犯にあり、極言すれば殺人、放火にもあり、其他刑罰の各目に就き多々益々計へ出すとを得べく大凡此等諸犯罪の初一回又は訓戒に止むるも殆んど監獄に於て彼の弊害多き短期刑を科したると同様の効果あるへし否寧ろ短期の自由執行に優る所の効果あるへしと果して然らば多分の國費を省く一事より觀るも刑事政策上適當の一良法ならずや但し施行其宜を得ることの必要なるへきは言ふまでもなし

勿論露國獨乙國に於ては訓戒法(又は呵責法)を適用するは未成年中の或者に限る由なれど我々は寧ろ年齢などに制限を置かず廣く一般に適用せんことを望まざるを得ず其譯如何にとならば訓戒の効果あるへきは唯り其年齢のみに限らず男女性、境遇、及び事件の模様など種々の事情に由るへきのみならず其年齢といふも單に子供のみに限らずして寧ろ老者に其効果多かるへきを信ずればなり、我々はまた嘗に實効多かるへしとして將た國費を減せむとしてのみ訓戒法の採用を望むにはあらずして主たる目的は刑罰其ものを漸次穩和なるものに進化せしめ大方の一時的諸犯罪に對する刑罰は別段費用多くして効果少き自由刑などを課せざるも唯裁判官或は行政官公吏も可ならむの口に依りて發せらるへき國家の聲のみにて其効力を生ずること例へは上手なる馭者の鞭聲一つにて自由自在に馬を動かすか如くならしむる趣向に移らしめむと欲すればなり
是れ實に君子國の取るへき良法なりと信するか故に速に採用せられむことを切望す

(注意訓戒法)又は呵責法を實施するに付一つの注意は「シカリッパナシ」にせざること
是なり今日警察などに於て實行する呵責法は多く「シカリッパナシ」なるが如し現に川越幼年監に來る所の兒童に就て觀るに其兒童中浮浪の惡境遇に在りし者は大方一二度は警察に引かれ或は呵られ或は拘留せられたる者なれど其保護者を捜し出してそれに引渡されたる者は殆ど稀有なり、是實に今日の警察制度にては其所在地に保護者ある場合の外は其保護者を呼出してそれに引渡す經費もなく又例の規定もなきより餘儀なき事なるへしとは思へど斯くては訓戒も呵責も寸効なきと例は着を盜まむとする猫の頭を打ち、それにて安神するに異ならざるへし故に訓戒法を實行するには必ず其施行法の結末として其保護者に直接交付せざるへからず是を以て我々は未成年者の訓戒を要する場合は必ず先づ其保護

者を訓戒する法を設けられんことを切望す若し夫れ成年者に係るときも猶之を其妻、其夫、其老母、其老父、其子、其女など各其身分に應じ直接交付することと最必要なるへし蓋し我子の佛に而して罪を讖悔し行儀を慎む親も世には珍しとせされはなり尤保護者呼出の爲に本人を警察留置場に留置することは斷して避けざるへからず



雜 録

は行はれて監獄の外部に於ていさへも歌はれることが間々あるのです、即ち左の如きものは其一例である

○犯罪人氣質
○犯罪人の文學

予は商人より總ての財寶を奪ひ取るべし
予は城砦の勇士を殺害して
火酒と美女を奪ひ去り而して後予は王たるべし

犯罪人の文學としては随分昔からありまするが何れも猥褻醜陋殆ど讀むに堪へない程であつて縱令其内容の如何は兎も角も修辭の上に於ても拙劣なものである、斯かる審美上の點から犯罪人の文學を批評することを止めて單に彼等の性情を研究するの材料として彼等の文字を観察することも亦ロソプロソ一學派の努めて居る點であつて必ずしも興味の無いことではありませぬ、兎角監獄の内で一室に幽閉されて居れば閑に任せて情緒の綿々として長へに感激の胸中に鬱勃たるを免かれな、不正の性質は不良の感情を産むて抑制し難き意馬心猿は羈絆の苦の裏にも多少の文字として紙片若くは房壁に其影を留める、こゝいふ抒情詩は西班牙には随分あるとて露西亞などに至ると一層熾ん

と謂ひ、また或囚人は「獨り茲に兄弟朋友財産美食ありて快き生活を遂ぐるは何よりの幸なり一步門外に出つれば敵軍の裏に身を投じたるの感ありて勞働せずむば夫れ終に餓死の厄を免かるゝ能はざるなり」杯と記し以て如何に極端の慈善は監獄をして愉快なるホテルに化せしめたるやを知るに足るなり

また或犯罪者の審美的感情は次の如く發露された「ウヰカリヤ(地名)の真中に或一婦人の織手を組みつゝ長大息するものあり、是れ問はでも知るべき予の慈母にして彼女の兩眼は早や既に泉の如く熱き湯の沸立てるなり、母よ獨り予のみに彼是勞はるとも予は正さに惡魔に取巻かれつゝあるな

り、予は宣告を受けて地獄に在り、愛する母と神に祈禱を捧ぐとも最早皆無益なり」と此等は正しく犯罪思想の誤認に出づるもの、悲觀的に自己の所爲をば正道と想ひ詰めたる者は斯る思想を抱くなり

ルバリアスと謂ふ種族は印度の内て最も下等な種族であつて丁度穢多とも謂ふべきものである、彼等の常業は醜行である六歳以上の小供は喜んで教育するが其多數は窃盜漢旅役者賣卜者其他如何はしき者になるのです、斯の如く彼等の徳性の墮落するにも拘らば微妙謂ふ可からざる詩情も時折發露せらる、勿論詩情其物の内容は卑猥なるものが多いのですが多少また道徳の一面を穿つことがあり、其道徳的の方面から觀察した詩情の一部を例示すれば次の如くである「腕力に依て得べからざるものは詐欺に依て得よ、如何にして他人を欺騙すべきかの途を知る者は飢餓を免かるゝを得べく常に強者と盟を結んで弱者を撃ち夜中神前に供へたる供物を盜取せんが爲めに汝の家屋を寺院の隣に移すべし、弱者また彼等の欺騙を免かる

可からざるを知りつゝ尙之に依て利せむことを計る」と所謂豺狼の雛鷄を啣むて其幸運を神に謝し悲鳴の聲に驚いて終に之を喰殺すの類たらざるはなく、斯の如きの惡漢匪徒必ずしも遠く之を印度の下等種族に求むるを要せず近く之を讀者の身邊に探らば長大息せざるを得ざるものあらむ、また其種族の格言に曰く神に依頼する勿れ如何に信實に祈禱を捧ぐとも棍棒の一撃さへも免るゝ能はざるなりと

詩情を能く穿鑿して見ると野蠻時代に於ては犯罪を以て正理正道と誤認し若くは少くとも問ふを要せざる微罪であると信ずる者らしいのである

伊太利コルシカの詩は即是であつて歌ふ所の者悉く匪行を種として居ります、彼等は朋友の殺害に對して復讐を夢み敵人を憎惡して之を殺戮せむことを試み殺人者を以て一の戰勝者と認めて尊敬の意を表すのです、其詩情に曰く神は復讐を許し玉ふ予は勝利者と爲つて戦ひ之を殺害するも緊縛するも總へて予の自由たるべし

監獄生活の文學としては多くは散文を用ゐるの

戀人へ

予の額上には生々したる活氣を帯びて幸最も多かりし時こそ常に汝を夢みたりしも今は早や夢も覺め果て、最後の運命として聞くも恐ろしき死の刃は予に向て捧げられつゝあるなり、汝美はしき不死の紀念よ予は天上に昇るとも汝を忘るゝ能はず、予を咒詛せよ予はまた汝の下賤なる心情を憐み汝の獨り恃むべき神なる者に就て之を憐殺せざんばあらず、予の精神は災害に臨むて愈々益々牢乎として扱く能はざるものあり時に或は徳義の爲には不幸の者を救ひたることなきに非ず若し夫れ眞に予の心情を解する者あらば予も亦道徳の人たるに外ならず

此のラセネアーと謂ふ男は其自叙傳に於て監獄生活

初めて監獄に入り来る一青年にして若し隱語を知らず彼等四人の同伴に身を投せば必ずや四人

間中最も無價値の者として之れを擯斥するに至るべし、時としては看守も尙之れを擯斥するに怠たらず、彼れまた自ら弱かに同伴の如く最惡者たらざりしを悔み其嘲笑を恐るゝの餘り顧みて其嘲笑せらるゝ所以の理を曉り監獄内に在る最も幸福多き者は監獄構外に於て擯斥せらるゝ者なるを知り幾多の教師に就て惡道の訓練教育を受け以て人後に落ちざらむことを努め該青年も二三日の後容易に隱語を解するに至るべく最早昔日の癡人に非ざるなり、斯の如く上達せば同伴も亦肝膽相照すの親友として握手し再び新參者に向て自己の受けたる嘲笑を繰り返へすの先輩と爲り繼令ひ或は全く強奸と化する能はざるも一步は一步と漸次其道に向ひ中道にして挫折するが如きことあらざるなり

汝若し一囚人の肖像を畫きしならば社會の或暗黒の方面を發現するに至るべきなり、囚人は所謂罪惡の淵に沈み暗黒の地に投せられたりと雖も彼等總ての囚人の心情また爾く暗黒なりと謂ふ可からず時にまた光明を認むる者なきに非

ず、汝足下に踏み砕く所の凡庸の砂土も之を坩堝の裏に投すれば光ある結晶體に變質するに非ずや、地窖を知らずして山あるを知る者ありや、地下暗黒なりと雖も誰れか亦外皮の如く要用ならずと謂ふ者ありや、吾人身體の病的作用若くは不結構に依り一見戰栗の感を抱かしむるものありと雖も何人か驚愕其度を失して醫師を招致せず若くは之が研究を怠る者ありとせむやまた其の手紙の一節に曰く

或者は勵精すと雖も予は常に無事に苦しみつゝあるなり、賤むべき怠惰何事もなく消光すとは何たる不幸ぞや、予の腦裏に潜みし僅か計りの智識も遂に之を失ふに至るべく天地間總ての創造は動力勞働に基す、自然は情性を忌む囚人たる者は此一般の原則を適用せられざるものや、世には麴麴麴と絶叫する者ありと雖も予は此分房の窓よりして勞働勞働を叫ばざるを得ず

或者はまた明かに悪行と認めらるゝものを修飾することがある、男色の非難すべきは勿論であるが外に附する傾があります

○分類拘禁法

某典獄頃一書を裁して分類拘禁法の成績顯著なるを唱道し是れ獨り自家の意見のみならず二三監獄の實驗に依て得たる信認に屬すとて、切めて分房制を採ること能はずとせば兎に角此分類法にても有効なりとして左の規程を送付し來れり、勿論此分類法に就ては之が運用の如何に存し規程の美なるに在らずとの言を添へて一日も速かに分房制の實行を促成せり、茲に録して諸君の参考に供す (一記者)

○初入者處遇手續

○拘置監出張所

第一條 入監者ありたるときは看守長部長は初入者に付ては一應の調査をなし先づ各獨居監房に入れ置更に一人宛訊問所に入れ犯狀及個人的諸般の關係を精査し左の種別に依り甲乙丙に區分

寧ろ之を善き趣向恕すべき犯罪法律以外の行爲杯と稱して是認する傾きがある、セレッツサ、パイロソフオスコロ杯の文士の詩集も此不正の感情に對しての痛恨と強暴とを巧に叙してあるが殊にセレッツサは男色家であつてパイロントスコロも亦犯罪を激發することが往々あるのです、此頃の文學としてはバルザック、ゾラ、トルユーゴ、ドマエス、ガボリアン及びゾラ杯であつて軟文學の弊は滔々として社會を風靡するの勢ひです、併し多少の良知良能ある者は心に深く期する所あるが爲めに深く感動を受くるに至りませぬけれども兎角心情の柔軟なる者は之に罹され易い、眞美なる者は純粹の清淨潔白に在りて決して卑猥の語句を許さぬものである

發狂者の製作に係る文學も亦犯人と同様であるが犯罪者は概して先づ燃ゆる所の感情に趨てる傾があつて道理感念には疎く文學としての形式に於て多少探るべき點がある尤も發狂者は押韻修辭の上にて注意するけれども犯罪者は此等のことは度

し尙甲及乙は其性情及總ての狀況に照し之を分類し雜居監房に拘禁するものとす但個人的關係に依りては獨居監房に拘禁することあるへし

一 甲偶發的犯罪者の類にして其犯罪及犯罪前後の狀況を査察するに改悛の心情ありと認め得らるゝもの

二 乙總ての狀況稍前項に同じきも改悛の狀況決定し難きもの

三 丙總ての狀況に於て改悛の見込なきもの

第二條 裁判所押送に就ては甲は可成的他と區別し互に近接せしむへからず

第三條 刑事被告人身分帳表紙備考欄外上部に朱の押印にて甲乙丙を區分し裁判確定したるときは看守長は行狀録に其意見を附記して地方監に押送すへし

地方監

第四條 入監者ありたるときは看守長は拘置監よりするものは先づ其區分に依り其他のものに在りては第一條の例に照し精査の上收監手續をなすへし

第五條 執行言渡は一人宛訊問所に入れ第一課長第二課長教務所長陪席し典獄は犯罪の原由其他諸般の關係を訊問精査し之か言渡をなすものとす

第六條 典獄は執行言渡後別席に於て第一課長第二課長教務所長の意見を聴き更に第一條の例に照し甲乙丙を判定するものとす但其判定は視察表に記入すへし

第七條 甲及乙は第一條の例に依りて之を分類し特別の雜居監房に收容し左の處遇をなし丙は普通監房に拘禁すへし但個人的關係に依りては獨居監房に拘禁することあるへし

一 刑期一年以上と以下とは監房を別異すへし
二 特別の工場又は房内に於て作業に従事せしむ但刑期一年以上のものは晝間普通雜居工場に出役せしむることあるへし

三 入浴は囚人階級法第二級囚の次位とし洗面は普通囚の最後とす
四 刑期一年以上にして階級法第二級に至るものは作業上の都合に依りては普通第二級監房に

收容することあるへし
五 入監後其狀況に依り更に判定を要するものあるときは隨時審査會の議に附すへし

第八條 教誨師は毎日監房の訪問をなすへし
看守長は隨時臨房訓戒を加ふることあるへし
第九條 日曜又は祭日に教誨堂に於て教誨せんとするときは教誨規程第十九條第一席者の末に列せしむへし

第十條 初入者は本手續に據るの外總て囚人階級法に依るものとす

附 則

第十一條 特別監房處遇者は特に名簿を備へ一年以上は一冊とし一年以下は刑期毎に設け伊呂波別にして罪名刑名刑期犯數族籍氏名年齢職業稱呼番號入監日出監日及出入監時の判定を記入し他日統計の料に資す但出監後再び罪を犯し入監するものあるときは欄外に何年何月何日何罪再入の朱印を押捺すへし

三十六年十月連示第七八號

入監日	明治 年 月 日	出監日	明治 年 月 日	入監日	明治 年 月 日	出監日	明治 年 月 日	入監日	明治 年 月 日	出監日	明治 年 月 日	入監日	明治 年 月 日	出監日	明治 年 月 日
判定	異動	異動	異動												
罪名	刑名 刑期	刑名 刑期	刑名 刑期												
拘置監	數 犯	數 犯	數 犯	拘置監	數 犯	數 犯	數 犯	拘置監	數 犯	數 犯	數 犯	拘置監	數 犯	數 犯	數 犯
籍本	縣 郡 市 町	縣 郡 市 町	縣 郡 市 町	籍本	縣 郡 市 町	縣 郡 市 町	縣 郡 市 町	籍本	縣 郡 市 町	縣 郡 市 町	縣 郡 市 町	籍本	縣 郡 市 町	縣 郡 市 町	縣 郡 市 町
稱呼	番號	番號	番號												
日生	年 月 日	年 月 日	年 月 日	日生	年 月 日	年 月 日	年 月 日	日生	年 月 日	年 月 日	年 月 日	日生	年 月 日	年 月 日	年 月 日

するに姪婦は一種の狂人と見做すも敢て妨なきか如し。左れば歐米に於ては一朝姪婦か刑事問題に觸るゝも、其輕きは寛假せられ、重も尙相當期間審問を猶豫し、又は分曉の必要上一時出監を許す等、到る處特別の規定を設けざるはなき所以にして、殊に姪婦五ヶ月以上のものは實際に之れを拘禁するとなしと云ふ。苟も文明を以て稱する國に在りては、勿論斯くあらざる可からざるを信す、然るに我國不幸にして未だし

由來本邦の法律命令は總て其基礎を男性の上に措けるを特色とす、即ち諸般の法令か男性的なるたけ其れたけ女性に利便ならざるの憾多しとす、例へば彼の夫婦間の悖徳に係る訴權か、刑法上夫の一方にのみ保留せらるゝか如きは、抑々世に偏頗不法の甚しきものにして、假りにも文明國の婦人たるものゝ殆と忍び得ざる所なり。加之凡利害關係の獨り女性に存する事項に就ては、一切之を對岸の火災視し、世の所謂學者たり政治家たるの聲夢にも顧慮研究する所なきに似たり、姪婦問題の如きは實に其一なり冷酷なるかな。噫彼等は社會

の弱者に非ずや、弱者に冷酷なるは惡魔の能くする處にして人道の敵なり、蓋し國家の體面に關せり、是を以て余輩は我文明の爲めに將又人道の爲めに、姪婦保護法制定の急務なるを絶叫して已まざるものなり、幸にして該保護法の發布を見んか、監内に於る出産死産流産の如き、我國特有の異徴は根柢的廢滅するに至ると同時に、往々彼の狡猾なる貧賤婦女か殊更に輕微の罪を犯して入監し、監獄は遂に分曉所に供せらるゝか如き弊害をも、自然防止するを得ん。若し夫れ其既に拘禁せる姪婦に就ては、姑らく司獄官か規定の許す限りに於て、勉めて姪婦保護の精神に接合するの方針を執り、特別慎重の處遇を施さるゝ可からざるや勿論なりと雖も、一面又司法官の寛宏なる胸臆に訴へ、希くは可憐なる彼等か運命を左右するの利那、一掬同情の涙を灑かれんとを熱望に禁へざるなり。會々近判監獄局第四回統計年報編纂に際し、平生の所感更に切なるものあり、聊か卑見を述へて先輩の誨を仰ぐ

○東京便

別 天 生

ては言ふ丈野暮の骨頂と諳め居申候、兎に角擴張にはあらで縮少の方と見れば左したる大過もなかるべき歟

近來吾人の耳にしたる行政整理談も漸く調査も結了したるらしく本月中には發令せらるゝに至らむとの噂に御坐候、監獄官制も亦改正せらるゝに至るべしと想像罷在候、行政整理とは即從來の振合に依れば冗員淘汰の意に外ならず從て監獄官制の改正も此意に外ならざるべく且人員減少の方針は五分減との事に候得ば看守長定員七百七十二人に對し三十八人減との割合に至るべく若し此想像にして誤なしとせば監獄界には左したる變動も有之間敷と被存候、既に看守長現員は定員に比し四拾有餘名の減少に候得ば人員の上に於ては退職を命ずるの必要も無きに似たり杯と小生は胸撫て仰し申候

諸本省官制に於ても亦此際多少の減員も可有之、從て局課の聯合は如何やと想像致居候、眞に整理を行はむとすれば感化院事務杯も監獄と同一の省内に移すの必要も可有之歟と存居候得共今日に於

佐賀唐津幼年監も本月十五日より開監の事と承知致居候長崎熊本福岡の幼年囚は總て茲に收容せられ特別教育を授くる事と相成り如何にも喜ばしく感じ居申候、幼年監の事は昨今英國に於ても著しく注意するものゝ如く近況の報道としては長らくベッドフォードの典獄を致され候ウエスターン氏は昨夏ボースタル監獄に轉動し茲に十六歳以上二十一歳以下の青年の徒二百名を收容し専ら感化的教育を試み日未だ淺しと雖も着々其奏功の著しき者ありて氏の意見に依れば不定期刑を採用せんとの希望を有する者の如し、其監房も房なる名稱を避けて室の名稱を撰び行狀の如何に依て特に衣服及寢床を別異し若くは鏡繪畫寫真書籍等を以て室内を飾るとも許され全囚毎日六時間は大工煉瓦積鍛冶工園丁の内一職業の教授を受け其他講談教育等總て之を行ひ活潑に運動も勵行致され候、此監獄にても監獄の用途として自由に囚人を單獨外出

せしめ度希望あるも獄則の爲許す能はずとて典獄は啣ち居る趣に候、川越杯に於て懲治人をして郵便投函の爲單獨外出せしむるか如きは決して怪むに足らざる事にして懲治人は今日一般に慣行せられつゝありし方法組織よりも今一層門戸を開て學校的ならしむると肝要と存候、幼年監の如きも亦之に倣ひ餘り刑罰的なるは好ましからぬ事にて勿論各地の幼年監も夫々御工夫可有之事と奉存候職員と生徒(囚人懲治人とは謂はず)との會食は至極趣味の深くして之に依て其心性を陶冶するの具とも爲り且家庭的歡晤を得せしむるの好方便と存候、食堂の清楚瀟洒にして能く食欲を増發するに足るべく其談話の卑近俗調の間彼等を感得せしむるの妙技は此間に十分揮ふ餘地あるべく一面また彼等の性情を熟知するの機會を與ふるものと信じ申候

○居官いろは訓

秋風春雨堂主人

先輩早崎君の談としては兒童の競争遊戯は好ましからぬ一種の弊風を孕み猜忌嫉妬の心若くは職員を罵詈するの傾向あるもの、如しと、如何にも御尤の次第にて小生も實は多少此惡念を抱きつゝあ徳は家の榮ゆる源泉なり、博愛の心は衆を得る鏡鎖なり。

○家を齊へて職を奉す可し。國の基礎は家に在り、家の生命は人倫に在り。

家

○老練の士を敬ふ可し。事務の著實は、久ふして熟達するに待つこと、多し。

老練

○博愛衆に及ばし、恭儉己れを持すへし。恭儉の億兆心を一にす。

博愛

○理想を高尚にせよ、經驗より得たる智識は危険なり。改良進歩の餘地は常に存す、銳意努力、書を讀み師に學ひ、以て知行を合一にせよ、以て理術を一致せしめよ。

理想

○盗人たりとも、盗人と呼ぶこと勿れ。愚人たりとも、愚人と呼ぶこと勿れ。前者は耻ちて反抗し、後者は怒りて激昂す。

盗人

○類を以て集め、玉石共に焚くこと勿れ。意氣投合すれば、他山の石。以て玉を磨く可し。

類集

○思は雨露の如く、威は雷霆の如し。民を治むる者、須らく此氣象なかる可からず。

恩威

○和順は家を齊ふの本也、和順中に積みて、美華外に發す。官に居る者、須らく此蘊蓄なかるへからず。

和順

人情

○人情を酌み、人道を踐む可し、詩人は歌へり、雪の日や、彼れも人の子、樽拾ひ、情を離るれば空理に陥り、道を離るれば人格を喪ふ。

法律

○法律の大意に通し、經濟の要義を解し、以て職責を盡すべし。財力に待ざる政務なく、國是より出てざる法律なし。

變通

○變に通し機に應し、舉措其の宜を得て、君子時中の妙を致す可し。大膽なれ、小心なれ。事後の承諾は事前の命令に同しき也。

時

○時は嚴正に守るべし。萬人必ず一致せん。時は有益に用ゆべし、一日再晨し難じ。

秩序

○秩序は國家の生命なり。君は君たり、臣は臣たり、父は父たり、子は子たり、克く忠に克く孝に、

學問

○學問の要は二あり。未だ知らざる時は、知らんことを求め、既に知るときは行ふべし。
○學問は繁昌の裝飾となり、危難の匿所となり、老後の糧食となる。

世渡

○世は海なり、身は舟なり、志は舵なり。舵をあしくとれば、行くべき方に行かず、風波にあへば、船くつがへるが如く、志のもちやう肝要なり。あしく志を持てば、身をくつがへず、梶のとりやうあしくして、舟をくつがへすが如し。民を治むるも亦此理に同じ。

大小

○大を以て小に事ふるは、天を樂む者なり、下位に立つや、此氣象あるを要す。多を以て寡に問ふは、賢を好む者なり。上位に在るや、此雅量あるを要す。

廉耻と禮

○廉はかど有てひしげず、立派なる事なり、耻は辱を知て、手前勝手を致さる事なり。廉耻を重ん

懶惰

○懶惰は生者の墳墓なり。時のある時に時を利用せされは、落花枝に返らず。勤勉の心生するとも、六日の菖蒲、十日の菊、更に益なきこと多し。

無言

○無言は愚者の智慧にして、智者の一徳行なり。雉子も鳴かされは射られず、案山子の弓も満を持して發せざるが故に、威嚇の効あり。

運命

○運命の神は、甘んじて従ふ者を導き、甘んじて従はざる者は洩す。存亡禍福は皆な己に在り。天の作せる禍は、なほ避くへし。自ら作せる禍は、決して追るべからず。

威儀

○威儀は正しくあらまほしき業なり。恐るべきを威といひ、乗取るべきを儀と云ふ。徳の外に顯はるゝは威儀なり、威儀なきにて其人の胸中も見え渡るなり、威儀に心を用れば、衣冠に耻をあたへる丈の罪はのがるへし。故に内の徳を養ふ者は、必ず外の儀を正しくす、外の儀を正しくする者は、

じ、天知り地知り、君知り吾知るの金を取る勿れ。
○禮の用は和を以て貴と爲す。感情を和けて、敬愛を表すればや。故に、非禮視ること勿れ、非禮聽くこと勿れ、非禮言ふこと勿れ、非禮動くこと勿れ。

其友と人品

○其人を知らんと欲せば、其友を見よ。水は方圓の器に隨ひ、麻中の蓬は自から直し。

常に處する道

○常に國憲を重じ、國法に遵ひ、進て公益を廣め、世務を開くべし。

寧靜と熱誠

○寧靜は心を養ふの第一法、然れども熱誠亦職に心を盡くすの必要事。二者相待て行へば、念力岩をも透すの概あり。

涙

○涙は神聖なり。鬼の目にも涙とは、よくその神聖の力を言ひ顯はせり。泣て飯を食ふたること無き人は、未だ天を知らざる者のみ。故に涙は屢々大丈夫の顔に在て優美の觀を呈す。

必ず内の徳を養ふ。

望

○望みおこらは、困窮したる時を思へとは、奢侈を戒むるなり。望みは風雨の夜に、早くも朝紅を示すとは、前途の光明を教ふるなり。前者は物質に關し、後者は心靈を指す。

己に克つ

○己に克て禮に復れ、己の私に勝て天理に復るを謂ふ。己に勝つ者は眞の勝利者なり。山中の賊を斬るは易し、心中の賊を亡すは難し。

苦樂

○苦は樂の種、たのしみはくるしみの種。善く勉め善く遊へ。然れとも、苦中に自ら樂あり、樂中に聊も苦なきに至らされは、眞の樂を道ふべからず。

病と良醫

○病なき人は良醫と爲り難し。過を改めし人に非らされは、他の懺悔に同情する能はず。助けなき人に非らされは、神を呼ぶこと希なり。

誠

○誠は自ら欺かざる也。天も誠にも天たり、地も誠にて地たり、人の生る固より誠なり。誠の中に生活し、誠の中に行立する者なれば、萬の事誠な

ふ、積めは則ち大徳となる。怠るべからず、倦むべからず。

ければならず。よろしき酒も水を雜れば下戸も酔はず、あしき酒にても酔なれば上戸も酩酊に至るが如し。

○英哲の士は多くの敵を作る、然れとも又た眞なる朋友を作る。其の朋友は恕すること最も多く、耐ること最も久し、く求むること最も少し。彼等は其の子弟ともなり、又た朋友ともなる。燕雀何ぞ鶴鳴の志を知らん。

健全

○健全なる精神は、健全なる身體に宿る。心身相件ふて發達せざれば、一種の片輪ものなり。生々

○田舎は神之を作り、都會は人之を造る。自然を樂むものは田舎に住すへし、人為を観るものは都會に遊ふべし。心靈を鍛鍊するもの、よろしく天地を師とすへし。

は人の目的なり、天職なり。健全を保つ能はずんは、是れ天職を抛棄するものや。

○過ては改むるに憚ること勿れ。君子の過は猶は日月の蝕の如し、過つや人皆之を知り。改むるや人皆之を仰く。

服装

○服装は屢々其人物を表はす、威儀の存する所なれば也。服装は資力よりも、必ず卑くせよ。品物染色模様などの、身に相應して正しきを撰び、質素にして飾なきはよけれども、汚はしくて野鄙なるはあし。

○酒は量なしとは孔子の言なれど、之を禁するものあり、酒は百藥の長と言へるも、過されは毒となる

今日

○今日一字を覺む、明日一字を覺え、久しければ則ち博學となり。今日一善を行ひ、明日一善を行

○名譽は鴻業の香氣なり。名譽と耻辱は、何等の境過よりも起る者にあらず、惟汝の天分を善く盡せ。然らば名譽はそこに存す。

なる實例多し。酒箴を集むるも、亦益あらん。

○道を同ふする者は相愛し、藝を同ふする者は相嫉む。然れども、君子の交はその淡きこと水の如し。藝に秀てたる者に、同人の安全禱なり。

一酒は膳の前後をすべて、三盃を過ぐべからず。さるから盃は得道具を申るすへし。

○私事を以て公譏を害せず。職務の前には、唯た義あるを見て利あるを知らず。官事を視ること、須らく家事の如くなるへし。職業は神聖にして、貴賤なし。貴賤は人に存するのみ。専ら力を職業に致せ、然らば汝完全なるへし。

一好て酒を飲むへからず、響應により、固辭しがたくとも、微醺にして止むべし。

○遠慮なければ近憂あり。常識なければ變通なし。十目の視る所、十指の指す所、中らすと雖も、それ違からず。是れ常談の活動にして、遠慮自からその中に存す。

一好もしろの酒宴や、本心を失なはぬほど

○道と藝

松尾芭蕉

職務

小早川隆景

職

一酒と色とは歌としるへし

徳川光圀

規

律

○規律は衆を御するの形式なり、百方の兵馬之に依て動き、如面の人心之に依て合す。規律の精神は約束を守るに在り、命令を重んずるに在り、故に張良は老翁に遅刻を叱せられ、孔明は涙を揮て最愛の馬謖を斬れり。

遠慮

油斷

人

○油斷大敵。あきてにおぢよ、火におぢよ、分別なき人おぢよ。

の一生

合 計	北米合衆國				歐洲				清國				韓 國			
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
一七																
二七四																
一〇二六一																
三三六																
二二三																
一一																

明治三十六年九月末日現在全國囚人刑名別

刑 名	本年九月末日現在		前月比較	
	男	女	増	減
無期徒刑	一、二一九	三七	一、二八七	五
有期刑	三、三八八	三一七	三、七〇五	一
無期徒刑	三、四八五	三五〇	四、〇五二	一
有期刑	三、二九三	二九五	三、五八三	五
禁錮	二、七五一	三九	二、六五八	二
重禁錮	六、三六三	一九一	六、三八七	一
輕禁錮	一、一九〇	三八六	一、三三二	一
重禁錮	六、九〇九	三二一	七、二三〇	一
輕禁錮	一〇、一五三	八〇三	九、八二五	一
合計	五、四八四	六〇九	六、九二五	一

刑 名	本年九月末日現在		前月比較	
	男	女	増	減
無期徒刑	一、二一九	三七	一、二八七	五
有期刑	三、三八八	三一七	三、七〇五	一
無期徒刑	三、四八五	三五〇	四、〇五二	一
有期刑	三、二九三	二九五	三、五八三	五
禁錮	二、七五一	三九	二、六五八	二
重禁錮	六、三六三	一九一	六、三八七	一
輕禁錮	一、一九〇	三八六	一、三三二	一
重禁錮	六、九〇九	三二一	七、二三〇	一
輕禁錮	一〇、一五三	八〇三	九、八二五	一
合計	五、四八四	六〇九	六、九二五	一

備考 ×印ハ賭博犯懲罰ナリ



○假出獄申請書類中刑期の誤算多し

主務省に提出したる假出獄一件書類中刑期計算方に就て此頃錯誤多くなりたる趣にて満期日に於て來年の閏年に相當するを忘れ若くは刑期四分三の計算法に就ても一日或是一年の相違杯ありて主務省は一々其訂正方を通牒したれど、此分にては他の囚人に於ても右同様の違算あるを免かれざる次第にて主任者は最初入監の當時放免曆簿身分帳簿等の各刑期欄内に其記入を慎むべきは勿論また之を再三慎重に計算し典獄に提出したる時は典獄も亦自から之を計算し其誤なさを確認したる後初めて之に捺印することゝ爲し、嚴重に放免曆簿身分帳等の監督を爲すべきは勿論なり、其の池また主任者に於ても毎二箇月の放免者は前々月に於て必

ず調査すること、せばまた多少の訂正を加へ誤りなきを得るに庶幾かるべし、今一層主任者の注意を望む

○看守女監取締精勤證書授與

規則の發布に就て

今回發布せられたる該規則は其内容に於て舊規則と大差なきも従來は地方長官に於て審査の上授與せしも監獄の所屬を變更せられたる今日に在ては地方長官とは何等の關係もなく且懲戒規程の發布ありたるが爲め従て本則の改正を要したる次第なりと謂ふ

一、看守女監取締の精勤證書を受くるには滿三年間の勤續を要する規程なるも右の期限は遡及して勤續時迄計算するものにして本則發布の日より計算するに及はざる趣旨なりと謂ふ

二、本則第四條の精勤證書を無効とすとあるは其之を所持する者は成るべく奪取し或は奪取すること能はざる者に就ては無効の旨を記して各監獄へ通牒すべきものなりと

三、精勤證書雛形中典獄氏名の上には監獄名を記

可なりと謂ふ

○給仕の廢止を望む

監獄に於ては諸官廳に於けるが如く給仕を使用するは甚だ好ましからぬことにて行刑の區域に年尙ほ十四五歳未滿の孫童を入るゝは本人教育の爲にも不頁の結果を惹起すものにして殊に懲治場幼年監等に在ては全然之を廢罷し押丁若くは小使を以て代用せしむるに若かず、書類の持運び等の身邊の用務は少しく注意をすれば必ずしも給仕を使用するを要せず會議等を利用すれば書類の持廻りを省くを得べし、一體に諸官廳に於て給仕を採用するは一般の風習なれど予は従來の弊風に顧み少くとも行刑區域内に於ては之を廢止せむことを望むものなり

○違警罪處分に就て

拘留刑を數回併科し若くは一旦浮浪罪に問擬して先づ犯罪捜査の便に供するが如き弊風は豫て聞き及びし處なりしが今回内務省警保局長より左の趣旨を以て普く各府縣に通牒したりと謂ふ

違警罪の性質たるや取締の目的を達する方法手

されし

○看守採用規則の改正を要す

判任官の資格を有する者にして追々看守を志願する者あり、此等の者に向ても一々試験を要すとせば頗る煩瑣に過ぐるを以て採用規則の上に於て多少の改正を要すべしと議するものあり、或は早晚事實と爲つて發表せらるべきに至らむか

○拘留囚の名籍事務に就て

東京大阪神戸長崎等の如き拘留囚の極多き監獄に在ては其事務の繁多なる一々之を規定の名籍原簿出監簿に登載するか如き比較的に活用の餘地少くして而も手數の掛ること長期囚と同様なるを以て之を出入頻繁なる拘留囚に適用するは困難なりとの事にて近々右に對する便法を開かるべき趣にて目下其筋に於て證議中なりと謂ふ

○看守長の任用

甲監獄に於て考查試験に合格し直に乙監獄に出向を命じ乙に於て看守長に採用するは妨げなき趣に必ずしも同一監獄に於て看守長に採用せずとも

段として刑罰の制裁を定めたるに過ぎざるを以て若し取締上必要を認めざるに於ては科罰するに及はざるは申迄も無之候に付假令犯罪者あるも可成丈説諭して將來を戒むるを主旨とし到底説諭の効果なかるへき場合に於て始めて即決處分を爲す様致度且數罪を併科して拘留月餘に涉るか如きは法の適用上差支なしとするも輕罪の刑と較量して往々過酷に陥るの場合も可有之頗る斟酌を要する儀と存候殊に他の罪證を取調ふるの手段として故らに長時日の拘留を爲すに至ては法律の濫用と謂はざるを得ず况や一定の住所職業を有する者を浮浪罪者として處斷し正式裁判の結果無罪を言渡さるゝの類に於ておや甚だ穩當ならざる次第に候又は科料拘留の一を擇て科すへき場合に於ては犯人生活の状態並に其犯情を案査し宜きに適へるの道に出つへき等なるに動もすれば擇一刑の主旨を沒了し一方に偏するの處分を爲すことあるやに相聞へ遺憾に堪ぬざる所に候右は畢竟一二の實例を挙げたるに過ぎず候得共凡そ右に類する事項にして將來一

層の注意を要するもの多々可有之又即決處分の手續に關しても例は言渡書の送達を遅引し若くは確定後久しく執行を懈り爲に行刑の目的を失ふに至らしむるか如きこと有之候間其向へ懇篤御訓示之上違警罪を設けたる法制の旨趣貫徹候様御配慮相成度

○年報調製に付注意事項

(進藤正直氏の寄送)

左は余か年報調査の際心付の廉々を筆記せるものに係り、固より熟練なる實務家諸君の參考に資せずと雖も、若し新任者殊に未だ甚だ監獄統計の經驗に富まざる人ありて、年報調製に當り之を報告例様式附記の備考に参照せば、製表上夫れ或は多少の裨益する處ある可きか

(第五) 監獄の地所及建物表

「地所坪數」は囚人監拘留置監等の區劃内總坪數を掲ぐ可きものとす、故に表尾附記病監閻室等の坪數は當該區劃内總坪數より控除す可きものに非ず▲借地は朱書別記するを要す▲坪未滿の端數は平均坪數の欄を除き他は皆四捨五入の法に依り坪に止

むるを要す▲分監出張所等に於て實際囚人監拘留監以下各項の區劃判明せざるものあるか、乃至は一欄中に異種類の監房を包容せるときは、其地所坪數は括弧内に合記し其旨表尾説明す可きものとす▲懲治場別房留置場等特定の建物なく囚人監等の一部充用に係るときは「地所坪數」には「」を施し備考を附すると▲懲治場及別房留置場殊に特定の建物なきもの、事實は、年末現員のあるに不拘動もすれば脱漏するの處あるを以て、十二月分月報と對照検査するを要す▲工場坪數は作業用實積を掲ぐ可きものなり▲臨時他の建物を工場に代用せるときは其棟數坪數共に朱記し、又他の工場の一部充用に係るときは其坪數は一面控除の上之を掲げ棟數の欄には「」を填充し其旨表尾説明す可きものとす▲「合計」の平均一人に要する工場坪數は、全管の就役人員を以て更に算出す可き者とす

(第六) 監獄官吏表

典獄の加俸は之を別記す可きものとす▲教習中の看守は記載例に依り備考に掲ぐ可き等なるも、往々之を本表に合算し又は表尾附記を缺くものあり者同斷

(第一〇) 刑事被告人の出入表

注意のと▲教諭師の所屬宗派附記に付、眞宗は本願寺派大谷派高田派等の別を必要とす▲看守の特別手當は月俸に加算す可からず、但其人員金額を備考に掲ぐるを可とす

(第八) 監獄判任待遇者の懲戒表

本表は明治三十六年の事實に限り、自一月至三月即ち本年三月司法省令第七號施行前に係る分は之を朱書別記するを要す▲金額は圓以下と雖も累計し四捨五入の法に依り圓位に止め、若し其掲載す可き數位に達せざるものは〇を付す可きものとす

(第九) 看守の給助表

記載例第二項に所謂金額は必ずしも辭令書面の金額を意味するものに非ず、故に一時金の如きは其全額即ち辭令書面の金額を記載す可きも、例へは退隱料年額四十圓の受領者にして十一月より計算支給し又は支給せらる可きものに就ては、年内二ヶ月分を掲ぐる趣旨なり▲退職給助及退隱料の停止に係るものと雖も、本年間一部の支給を受け又は未だ支給を受けざるも、本年間に屬する金額は其人員共之を墨書す可きものとす、受給中の死亡

「越人員」は前年の年報に「年末人員」は十二月分月報に「死亡者」は病名表に「逃走者」は日報逃走報告に照合のと、囚人以下の各出入表同斷▲逃走者の「監房内より」には警察留置場の監房内より逃走せるものをも記載す可きものとす▲同「押送中」は甲乙監署間の押送は勿論、例へは構外の工場に出役途中逃走したるもの、如きも亦た本項に掲ぐる趣旨なり▲懲治の言渡を受けたるものは徒刑以下受刑者の項に合算し備考を附すると▲拘禁延人員は三百六十五にて除し得たる數を第二十八表「最多」及「最少」の本分監合數に對照検査するを要す▲表尾附記放還者の内譯は無罪免訴不起訴以外の事由に依り放還せられたるものは「其他」の一項を設く可きものとす

(第一一) 出監刑事被告人の滯獄日數表

本表の總人員は第十表の放還者死刑者徒刑以下受刑者實付者及保釋者を合したる人員と同數たる可きものとす▲最下欄「三十日以上云々」は本年間の

出監者は勿論現に審理中のものと雖も、拘禁三十日以上に及び訟廷より召喚なき毎に一人と計算するを要す

(第一二) 囚人の出入表

×印即ち禁錮罰金の併科者は、出の部の相當項にも算入す可きものとす

(第一三) 新受刑囚人の罪名及刑名

本表の總人員は出入表の「新受刑者」及×印の併科人員に符合す可き者とす▲死刑及附加罰金換刑者の二欄は出入表に照合のと▲風俗を害するの「賭博」は刑法第六章第二六一條に所謂博奕を爲したるものは勿論、第二六〇條及第二六三條に依り處斷せられたるものを包含し、而して「其他」には自餘の第二五八第二五九第二六三の三條に該るものを掲ぐる趣旨なり、他の罪名表同斷▲罪名に對する制裁の誤記なきや否やを檢査すると、即ち製表の上は統計年報に對照するを便とす▲刑事訴訟法第二六五條に依り、當然罪名と刑名と一致せざるものあらは詳細備考に説明を要す▲諸條例諸規則名は正確に記載するを要す、殊に新舊二法のあ

るもの例へは以前の「銃炮取締規則」を銃炮取締法と書き散すときは、看るもの之を現行「銃炮火藥取締法」の誤記と推する虞あればなり▲總計の内譯即ち初犯及再犯以上の二項は之を犯數表に照合のと

(第一四) 新受刑囚人の罪名及犯數年齡表

本表以下の罪名表は出入表の「新受刑者」と同數たる可きものとす▲二罪以上引續執行に係るもの、後罪は必ず朱書するを忘る可からず

(第一七) 新受刑囚人の罪名及職業表

「自由業」に入る可き遊藝師とは遊藝の師匠指南者の謂に付、遊藝を業とする藝妓の如きものは之を「其他」に記載す可きものとす▲料理店等の下婢にして實際酌婦を主業とせるものは、雇傭名儀の如何に不拘是亦た「其他」に掲げ僕婢の欄に記載す可からず

(第一八) 新受刑囚人の宗教表

天理教丸山教金光教蓮門教等をは往々「雜教」に合算する向ありと雖も右は孰れも神道所屬の教派又は教會名に付「神道」に入る可きものとす、本年典雖も各別に記載す可きものとす▲教育の項「小學校半途退學者」は尋常科卒業又は之と同等の學力あるものを掲出する趣旨なる可し、則ち本表の半途退學及讀み書きの二項は第十六表「文字の讀み書きを爲し得る者」の細別と見るを穩當と思惟す

(第二〇) 新受刑囚人の罪名と前罪との關係表

本表の朱書墨書總數は犯數表再犯以上の總數と同數たる可きものとす▲然れとも本表の朱書人員は犯數表のそれと必ずしも符合す可きものに非ず、蓋し本表には二罪以上引續執行の後罪は總て之を朱書すと雖も、其内刑の執行中新に罪を犯したるものは、犯數表には犯數累加の上墨書せらるゝか

獄會議注意事項參照のと▲神宮教は曩に内務省告示に依り神宮奉齋會となり神道の籍を脱したるを以て「雜教」に編入す可きものとす▲稻荷不動等の如きものと雖も苟も一種の信仰を有するものは總て之を「雜教」に合記し、「無信教」には全然信仰のなきものゝみを掲出するを要す▲表尾雜教の内譯附記のと

(第一九) 新受刑幼年囚及未丁年囚の罪名と

犯數出生等の關係表

本表は年齡表の十六歲未滿及二十歲未滿の二欄と同數たるべき者とす▲犯數出生生育貧富教育父母の有無以上六項は第十四第十五第十六の三表に比し勿論同數乃至は其以下なる可き等なるに、却て本表の多數なるもの又は全く他に事實の記載なきもの等ありて到底同一小票の運用計査に成れる者とは認め難きもの往々あり、本表を調査すれば略ぼ年報全体の出來榮を下するに足り、主任者其人か製表上注意の精粗如何をも窺知するを得可ければ、欄達其他の誤謬なきや否や必ず罪名毎に關係各表と對照檢査するを要す▲本表の犯數は四犯と

故、に其分に限り本表の朱書はより多く墨書はより少し▲尙又本表墨書の犯數表に比し少數なる場合あり、即ち出監後の再入者にして前回執行の者は後犯にして現に執行のものは前犯なるときは犯數表には再犯として墨書せらるゝと雖も、本表及次の二表には控除の上詳細表尾に章出す可き者と

す、故に此人員を表中墨書人員に合算したるものを犯數表の再犯以上墨書數に比し同數乃至は其以下なる可きものとす、而して其少數なるときは次の二表々尾に附記せられたる「刑の執行中新に罪を犯したる」人員と其差等しからざる可からず、再犯の囚人にして二罪以上引續執行したるもの、所謂前罪は、前犯出監時即ち初犯の罪名を掲ぐ可きものなり、三犯以上のもの此例に準ず

(第二二) 新受刑囚人再犯以上の者前犯出監時の賞表表

本表及次表には二罪以上引續執行のものと雖も朱書するに及はず、▲刑の執行中新に罪を犯したるものは本表及次表に之を除き備考に絆出すを要す、故に此人員を合算すれば第二十表の朱書墨書總數とは必ず符合す可きものとす、▲記載例第二項に就ては往々誤解せられ、第二十表の朱書人員を本表及次表に除外する向ありと雖も、該項は例へば再犯の囚人にして引續執行す可き甲乙二罪を有し甲罪の執行了へたるときと雖も乙罪に對する所謂前犯に非ざることを説明せる者なり、即ち此場合

(第二五) 放免囚人の體量表

人員と體量と各欄對照を要す、▲體量は貫止のと▲主刑と附加罰金換刑とを問はず、二個引續執行せるもの、刑期は通算したるものを掲げ「出監時の體量」は最終出監即ち放免時の體量を記載す可きものなりと雖も、別房留置人となりたるものに就ては實際打切り調査するとを忘る可からず

(第二七) 新入懲治人入場の因由及懲治期限等の關係表

本表は出入表の「新入者」に就て調査す可きものなり、▲教育の項「小學校半途退學者」第十九表同斷

(第二八) 在監最多最少日人員表

「計」は在監人全體に就て調査す可きものなるか故に内譯囚人以下各項積數に比し、最多の欄は少く最少の欄は多かる可きものとす、▲毎月末現員表に對照し「最多以上なる者」「最少以下なるもの間」發見するとあり、此の如きは杜撰の調査も亦た甚しと言はざる可からず、▲最多最少の兩欄共同一人員の月日數多あるときは其最初日を掲ぐ可きものとす、▲在監者皆無の日あらは最少人員の欄には、

に於て甲乙二罪の前犯執行府縣名刑期及賞表は共に初犯の事實を掲ぐ可きものとす、▲「原府縣監獄」は監獄官制施行前の出監者に就ては、執行廳府縣名を實施後の出監者に就ては、執行監獄名を記載す可きものとす

(第二二) 出監後再犯時に至る期間と前犯罪期表

「前犯罪期」は第二十一表に照合のと、▲「初犯と再犯」「再犯と三犯」及「其他」は犯數表の再犯三犯四犯以上の各欄と同數たる可きものとす、但正當の事由に依りて符合せざる場合あり、詳細は前二表參照

(第二三) 新受刑囚人飲酒の習慣表

本表罪名の記載方は他の罪名表と異れり、即ち雛形掲載以外の罪名は一括して「其他」に表出す可きものとす、▲警察留置場に於て執行したるものは本表に之を除外せらる可き筈に付、總數は勿論其内容に於ても他の罪名表に比し同數乃至は其以下ならざる可からず

(第二四) 放免の囚人表

を擴充し月日は前項に依る

(第二九) 未丁年囚幼年囚幼年懲治人の就學表

「總人員」は就學不就學を問はず、監獄分監出張所に於ける前年よりの越人員並に本年間新に入監したるもの、總てを記載す可きものとす、故に幼年懲治人は出入表と同數たる可く、幼年囚未丁年囚は年齢表の十六歳未満及二十歳未満の二欄より警察留置場に於て執行したる分を差引きたる人員と同數乃至は其以上ならざる可からず、▲全然教育を施さざるもの、延人員は未丁年囚と雖も「事故」に記載す可きものとす、▲「其他」には公暇日に就學せしめざる分に限り之を掲げ、疾病以外の事故に依り就學せしめざる日數は一切之を「事故」に掲ぐ可きものとす、▲父母の祭日は「公暇日」に算入す可しと雖も所謂暑中休暇及冬期休暇の如きは「公暇日」に入る可からず、▲就學時間の合數をば就學延人員を以て除するに往々規定の時間以上に當るものあり、検査を要す

(第三〇) 出監場未丁年囚幼年囚幼年懲治人

教育の結果表

本表に所謂幼年懲治人は入監時瘡痍者に對する區分の意に付、假令幼年より未丁年に達すと雖も打切るとなく最終出監時に觀察す可きものとす▲囚人の欄は懲治人に異なり、幼年より未丁年に未丁年より丁年に達する毎に打切り出監者として調査する趣旨なり▲幼年懲治人の欄は出入表の「出」の人員と同數乃至は其以下なる可きものとす▲入監時の教育「讀み得たる者」及「讀み書きを爲し得たる者」の二項は第十九第二十七の兩表に所謂「文字の讀み書きを爲し得る者」に該り又「讀み書き計算を爲し得たる者」は同表「小學校半途退學者」に當るものゝ如し

(第三二) 別房留置人及乳兒の出入表

監内出産兒の死亡は朱書す可きと▲他管より押送者の乳兒は携帶の項に、他管へ押送者の乳兒は出監者の項に掲ぐ可きものとす、即ち乳兒の欄には出入監共に押送の項不用なるなり

(第三三) 在監人の懲罰表

本表は懲罰の執行を受けたる人員を掲ぐる趣旨な

り、故に懲罰の言渡を受けたるも執行猶豫のものは本表に之を除き備考に其人員等詳記するを要す▲懲罰減免者は記載例に依り全免者と共に之を「免罰」に掲ぐると勿論なれども、一部の執行に係るを以て懲罰人員にも亦た一人と算す可きものなり

(第三三) 在監人病者死亡者の病名表

輕病患者休役患者及病監患者の區分は、在監人病監休役患者小票記入手續第一項に依る可きと勿論なるに、往々其病狀の輕重如何に不拘病監に收容せるものは總て之を病監患者と稱し其まゝ本表「病監患者」の欄に記載する向ありと雖も、所謂輕病休役病監の三階級は建物の都合乃至治療上の便宜に依り、實際如何なる監房に收容するも固より問ふ處に非ず、又病者の稱呼の如きも必ずしも全國各監劃一ならしむるの要あるを見ずと雖も、然れども製表の際は必ず其病狀に應じ夫々規定の區分を施すに非されは、當に他との對照比較を失するの嫌あるのみならず、抑々又本表改正の趣旨に反し遺憾からざる次第に付、從來の取扱方に拘

泥せず飽くまで事實の檢舉に意を効されんとを、特に茲に醫務當局諸君に希望して已まざるものなり▲朱書即ち前年よりの越患者記載あるに不拘前年の報告に同病者の全くなきものあり▲婦人生殖器疾患」の婦人の二字に氣付かざるものか男性の生殖器疾患者をも誤記するもの多し▲延人員の却て患者數よりも少きもの、患者を以て延人員を除し三百六十五以上に當るもの、死亡原因ならざる病名に死亡の記載あるか如き誤謬なきや否や嚴密検査を要す▲死亡數は各出入表と同數たる可きものとす▲傳染病患者は月報第四表「在監傳染病患者及死亡」に對照のと

(第三四) 在監人入監時より初度發病迄の期間及年齢月別表

間及年齢月別表

入監時の項も亦た轉歸の際の身分に従ひ記載す可きものとす、故に例へば入監時刑事被告人の疾患者と雖も、治癒死亡等の轉歸時囚人たりしものは之を囚人の欄にのみ一と掲ぐ可きものとす▲期間の總計には「入監時疾病」を算入す可からず▲入監時の項に期間の總計を加へたるものは、病名

入監時の項は期間の總計に算入す可からず▲期間の項は前年より越患者の死亡と雖も墨書す可きものとす▲入監時の項に期間の總計を加算したるものと年齢の項と月別の項とは同數たる可きものにして、同時に病名表の死亡數に符合す可きものとす▲變死者は期間の項に限り之を除き表尾其人員を附記す可きものとす

(第三六) 病監患者及同延人員表

「新入病監患者」は其本分監合數に於て朱書墨書其病名表の「病監患者」に符合す可きものとす▲本表の延人員は收容監房の如何に不拘其病狀に依り病監患者の處遇を受けたる日數を掲ぐ可きものに付、病名表の病監患者延人員即ち疾病の經過に於ける輕病休役病監の分をも吸收せるものに比するときは、概ね本表少數なる可き等なり▲最多最少

の兩欄第二十八表同斷

(第三七) 在監人の作業延人員工錢表

延人員は其端數を四捨五入し人に止むるを要す▲
最下欄現役百日以下就役人員は「定役囚」のみに就
て調査再掲す可きものとす▲工錢を支出せざる人
員並に金額は總計にも朱記區分するを要す▲本表
は自四月一日至三月三十一日に至る全年度の働高
を掲ぐ可きものとす

(第三八) 在監人作業の收入支出表

「傭工錢」の朱書額は第三十七表の朱書工錢額と
「給與工錢」は同表給與額と符合す可きものとす▲
元來收入の欄は本年度の調定額を掲ぐ可きものに
付傭工錢の如きは第三十七表と比較すると能はさ
るものなりと雖も、朱書即ち支出せざる囚徒工錢
に就ては、收入上の所謂調定なるものなきや勿論
に付、此分に限り記載例第一項の例外として、兩
表同一の事實を記載する次第なり▲素品及製品の
「年度始」は前年報告の「年度末」に符合す可きもの
とす▲不用品賣却代價の項には作業上の不用品即
ち素品器具器械等の不用に屬し賣却したる代價を

掲ぐ可きものなり▲素品の「年度末」は物品會計官
吏直接の保管高は勿論、各工場に於て現に製作中
に係る即ち物品擔當者の手許在高をも合算す可き
ものとす▲製品の「年度末」は成工報告後納入告知
書發布前のもの一切を掲ぐ可きものなり

(第三九) 領置舎の收入支出表

繰越金の欄は前年の年報に照合を要す
以上は既に冒頭に於て斷り置きたる如く、事實
余が心覺の爲めに綴りたる所謂一つ書きに過ぎ
されは、字句の當らぬもの乃至は文意の通せさ
る節、蓋し多々之ある可きを慮るゝのみならず、
或は余が誤解の點も亦たなきを保し難し、希く
は斯道熱心なる諸賢の指針示教に依り、他日之
を補正するの機あらんとを祈る

○諸星來往

○杉野(長崎)典獄は客月二十四日上京本月四日歸
京

○鈴木(鹿兒島)典獄は本月十九日上京

間に誇り居るなり

○領置主任の失策

領置主任一日放免囚數名を調所に導き一々氏名を
呼んで領置品を下附す、放免囚唯々として之を受け
緒衣を脱して自己の被服を纏ふ、呼て某に至り再
三氏名を呼ぶも答ふる者なし、大喝して四たび其
氏名を叫ぶ、漸くにして低聲諾と答へ起立する者
あり、主任怒て其應答の速かならざるを詰り之を
叱責して領置品を下附す、彼れ放免囚禮を厚ふし
辭を卑くして之を受け他の者の如く更衣し順次僅
少の時間を間隔して出門せしめたり、呼んで最後
に至り領置品を渡すに受取らざる者あり、曰く予
の被服は羽織綿入角帯等にして斯る汚垢衣るに堪
へざる印絆天に非ず今一應の調査を請ふと、主任
其氏名を問へば曰く何某と、其氏名に該る者は既
に出監せしめたり、汝何某に非ずや、曰く否、曰
く何某なるべし、曰く否、彼は終に僅々四五日の
拘留處分に遭ひ美麗なる被服を贏ち得て揚々朋友



○勞働の神聖

典獄一日總囚を教誨堂に集め纒々勞働の神聖を説
き以て作業の懈る可からざるを懇諭す、後數日某
囚人作業の變換を請ふ、曰く典獄さんは勞働の神
聖を説きました私が私は藝工を以て神聖とは心得て
居りませぬと



○白耳義に於ける罰刑及監獄

の組織 (前號の續き)

第四十、一般に病者は必要なる手當を受く、各監
獄は病者のために特別監房を設く。醫師の斷定
によりて病者を或は此病房に移し或は又その從
來の監房に於てせしむ。

監獄内に於て充分の療養をなし得すと認めらる
ゝ時は病者を病院に送るの規定あり、(此場合に

は其病院を以て監獄の一部と看做し其期間は刑期中に加ふ。されど、監獄内醫療設備の實際に於ては、此規則の適用の範圍を狭小ならしめ、傳染病患者、特別なる外科手術を要する患者又は女子の分娩に關する場合の外病院へ送致する事なし。

第四十一、囚徒の精神上の健康如何に就ては一八九一年以來特に精神病専門の醫師をして之を掌らしむ。此専門醫師の敷王國のすへての監獄を通して三人にして、各自若干數の監獄を受持つ。監獄又は主務官廳の要求により精神病の疑ある囚徒を檢診す。豫審中のもの又は刑事被告たるに止まる者に就ては、檢事より別に人を指定して精神病の有無を檢せしむ。精神病醫師は遲滯なく檢査の報告を主務官廳に提出し、當局者は其報告に基づき精神病者を精神病院に送致す。但此送致は主務大臣の命令に依る者にして、その精神病者を監獄内に置く事が患者の病患の爲め又は監獄内の秩序のため害ありと認めらるゝ場合に限る。精神病醫師は各監獄に備附ある帳

す可き事項を記入す。此等級は監獄吏員集會して毎月之を定むる所なり。吏員は各監房を訪問して自己の手帳内に各囚徒の行爲性格に關する自己の觀察を記入し、(重要なる監獄に於ては手帳に代ふるに表を以てす、則各囚徒に對し一の表を作り、各吏員は其表中に自己の觀察を記入す)、此觀察は毎月の場合に之を持寄り、討議し、其結果に基きて典獄は毎月囚徒の品行記録簿にそれ／＼記入をなす。

第四十三、囚徒の徳性改良に關して一の重要な立法あり。そは一八八八年五月三十一日發布の條件附放免に關する法律なり。禁錮の刑に處せられたる者若し刑期の三分の一を経過し、又累犯者にありては刑期の三分の二を経過したる後に於て、而して入監後既に三ヶ月、累犯者に在りては六ヶ月を経たる者に對しては、條件附放免を許す事を得。

簿に其檢診したる患者の監督取扱等に關して採る可き方法を記入す。精神病の男囚は「ツールネー」なる國立精神病院に入らしめ、女囚は「モンス」なる國立精神病院に入らしむ。

第九章 囚徒の徳性改良

第四十二、白耳義監獄内に於て囚徒の道徳上の行爲を記録する方法をこゝに簡單に説明す可し。三ヶ月以上の禁錮の刑を受くる者に對してはすへて品行記録簿を設く。

此帳簿には先づ囚徒入獄の際その囚徒の身上に關し知り得たる事項を記入す、則、先、其身分、職業、生計方法、教育の程度、宗教、父祖是なり。又處罰に關する種々の事項、殊に處罰を受くるに至りたる事實、裁判官か刑を輕減し又は加重したる事情をも記入す。此等の事實は、其犯罪の裁判に與りたる檢事局より刑の執行後一週内に之を監獄に送附す。

在監中、此品行記録簿には囚徒の善行及其賞與、犯則及其處罰、其他その囚徒の品行の等級と示す可き事項を記入す。此等級は監獄吏員集會して毎月之を定むる所なり。吏員は各監房を訪問して自己の手帳内に各囚徒の行爲性格に關する自己の觀察を記入し、(重要なる監獄に於ては手帳に代ふるに表を以てす、則各囚徒に對し一の表を作り、各吏員は其表中に自己の觀察を記入す)、此觀察は毎月の場合に之を持寄り、討議し、其結果に基きて典獄は毎月囚徒の品行記録簿にそれ／＼記入をなす。

條件附放免後其放免の際に遺殘したる刑期の二倍の時日間放免の取消なきに於ては、確定放免ありたるものとす。されど一八九九年八月三日の法律に依る時は、此期間は如何なる場合に於ても二年を下るを得ず。又此期間は其處刑前五年以内に其囚徒か三ヶ月以上の刑を宣告せられし事ある者なるか、又は一ヶ月以上の刑を課せられたる二個以上の罪を犯したる者なる時は事を五ヶ年とす。條件附放免の改悛の證ある罪囚に對するにあらざれば之を許さず。

條件附放免をなすに際しては、先づ其罪囚徒の父祖、處刑の原因、囚徒の道徳上の性格及囚徒か出獄後採る可き生計方法を檢して後に之を決す。囚徒改悛の程度を知るは一に品行記録簿に依るものにして、或囚徒に就て特赦、條件附放免等の特典を附與すへきか否を決するは一に此帳簿に依る可きものとす。すへて條件附放免の上申には囚徒の品行に關する帳簿の抄書を添附す。

第四十四、條件附放免の法律實施の日（一八八八年六月三十日）以來一八九七年十二月三十一日迄に此方法に依て放免せられたる者一六五六八なり。内、放免を取消されたる者五九人、確定に放免せられたる者一二四一人、残り三五六八人は條件未定の間に在る者。

第十章 宣告

第四十五、輕微なる禁錮の刑に處せられたる者の數は實に多數なり。

一八八一年乃至一八八五年間に於て輕罪裁判所に於て有罪の宣告を受けたる者九六、八五一人にして、内八八、七四五則百分の九一、六三は六ヶ月以下の禁錮を宣告せられたるものなり。同年間に輕罪裁判所か累犯者に對してなしたる宣告中、六ヶ月以下の刑を宣告せられ者は總數の百分の八十一、八六なり（八〇一〇に對する六五五七）。再犯者に課したる輕罪刑（禁錮及罰金）の總數は八九八二にして、内七五二九則百分の八十三、八二は罰金又は六ヶ月以下の禁錮の刑なり。一年以上の刑を宣告せられたるは僅

若し新たに又罪を犯したる時は曩に宣告せられたる刑と新犯罪の刑とを併課す。

第四十七、十六歳以下の悪少年に對して探る可き懲罰の制度に關する條件は第十二章に於て記述す可し。

白耳義は下（第六十六）に於て述ふる場合の外乞兒又は浮浪者に對して不定期間の刑を宣告するの制を認めず。

第四十八、一八八八年の法律第九條の適用に關し、一八九七年六月三日司法大臣より議會に提出したる報告に依れば、刑の執行猶豫を宣告せられたる者は違警罪犯人の百分の廿五、輕罪犯人の百分の三十にして、内再犯をなしたる者は猶豫せられたる全數の百分の四半に達せず。

一般犯罪に關し、條件附放免及刑の執行猶豫の効果の如何なる可きかに關して、前上の報告書中述へらるゝ所に依れば「犯罪は種々なる原因は錯綜によりて生ずる者にして單に數字上の觀察によりて斷案を下すは甚だ早計に失す可しと雖、兎に角犯罪の減少を來たす可しと豫想せら

に六〇七則百分の六、七六に過ぎず。

一八九五年に於て輕罪裁判所の宣告數四二、九六四にして、内三八、七一五則百分の九〇、一

一は六ヶ月以下の刑に處せられたる者なり。一八九六年に於て此比例數は百分の八十八、三四（四七〇、一三三に對する四一、五三三）なり。

第四十六、短期刑の効果の少なき事は屢人の主張したる所にして、短期刑は人をして恐怖せしむる所少なく、從て人を改悛せしむる事なく、却て人をして墮落せしむるものなり。故に立法者は一八八八年五月三十一日の法律に於てその第九條の規定を設けたり。

則其規定に依るときは、裁判所は刑の宣告を、なすに方りて、其刑期か六ヶ月未満にして且被告か曾て刑を受けたる事なき者なる時は、豫め期間を定めて其期間内刑の執行を猶豫する事を言渡す事を得。此期間は五年を下る事を得ず。若し犯罪人か此期間内再び罪を犯す事なき時は、曩に宣告せられたる刑は宣告せられざりしものと看做さる。

れたる時に其豫想の如く犯罪の減少を見たるの事實は大に注目す可き事なりとす、而して此事實は同報告書中に擧げられたる次の表に就て之を知るを得可し。

年 輕罪犯 違警罪 總計

一八七〇	四、三三〇	一三、四六一	一六、八八一
一八八一	四、五三三	一五、一九五	一九、七三三
一八七二	四、七三三	一四、六六元	一九、八七〇
一八七五	四、三六三	一四、三七七	一八、七三三

こゝに注意すべきは前に擧げたる條件附放免及執行猶豫に關する再犯者の數なり、此數は其統計未だ充分を措くに足らざるを以て之を正確のものとする能はず、從て遠からず正確なる報告の世に出づる迄は刑の條件附執行方法に就ての批評を延期するを要す。

第拾壹章 犯罪

第四十九、刑事裁判に關する主務官廳の報告に依る時は、一八八六年乃至一八九七年に於ける犯罪統計の概要は次の如し。

重罪裁判所被告人の數は年に依て大に差異あ

り、されと五年毎の平均を見るに人口一百万に就き被告人の數、

- 一八六八年乃至一八七二年 三〇
- 一八七三年乃至一八七七年 三二
- 一八七八年乃至一八八二年 三〇
- 一八八三年乃至一八八七年 三〇
- 一八八八年乃至一八九二年 二九
- 一八九三年乃至一八九七年 二三

輕罪裁判所に於ける宣告の數は數年來漸次減少の傾向を有す。一八八一年乃至一八八五年の平均數は人口一萬人に就き六五の割合なりしか、一八九二年には七九人に増加し、後漸次減少して一八九七年には一八八一年乃至一八八五年平均の比例數に復したり。

第五十、被告人の數の常に變動するは各種の重罪犯につき共通の現象なり。

一八九三年乃至一八九七年の統計に於て、自體生命に關する重罪犯被告の數は比較的著しく其數を増し、之に反して財産に關する重罪犯被告の減少したりしを説く者ありと雖、こは決して

地方通信

左に記載するものは新潟監獄官吏の家族を以て組織したる交親會發會式に於て野口典獄の演述せられたる要領を筆記したるものなり交親會とは別項に掲げたるか如く監獄吏の主婦を以て組織し毎月三錢つゝ、醸出し會費に充つるの外剩餘金は慈善事業に寄付するを目的とす今や社會の風紀漸く紊れんとするのの際に當り多少同人社會を利する所あるべきを信し之を貴會に投ずるととなしたり

○交親會の目的

典獄 野口謹造君演述

交親會は其良人か全一官廳に奉職せる關係よりして團結したる婦人會なり即ち新潟監獄官吏の主婦を以て組織し毎月一回會合し宗教倫理經濟等の講話會を開くを目的とす然れとも一家の主婦たるもの、留意すべきもの豈に當に以上の數者に止まら

犯重罪全體の趨勢に例外をなす者にあらず、試に重罪裁判所に就て各種犯罪に對する被告人の數を検するに、其間特別の犯罪に限り特別の傾向を有するの迹を發見する事なし。

生命身體に關する重中罪最も多きは謀殺、謀殺未遂、故殺、故殺未遂、私生兒に對する嬰兒殺し、次には風俗に關する犯罪なり。

財産に關する重罪中最も多きは詐偽を以て行ふ賊盜、次に強盜、放火及文書偽造。

最も普通なる輕罪は單純なる毆打創傷、窃盜、官吏侮辱、森林に關する犯罪、狩獵に關する犯罪、墻壁破壞、官吏の職務を行ふを妨害する罪、信用の濫用、官吏に對する毆打創傷。

謀殺毒殺故殺放火の原因は種々なり。厭惡及復仇の念に出でたる者故殺一〇六件、謀殺八七件、放火五六件、毒殺四件、貪欲に出でたるもの謀殺八十件、故殺四四件、放火二八件、毒殺六件。其他の原因にして重要なるものは家内の不和、姦通、嫉妬、盜獵、酷罰等なり。

んや内に在て兒女教養の任に當り良人を扶翼して其職務を全ふせしむると主婦の責任なりとす願ふに交親會は斯の責任を全ふせんか爲めに起りたるものとす而して諸君は監獄官吏の家族たるが故に其良人を扶翼して内助の效を全ふせんとは勢ひ監獄官吏の職務は如何なるものなるかを知らざるべからず茲に犯罪人あれば之を監獄に收容して勞役せしめ期限の到來を待て釋放するを以て監獄官吏の職務なりとせば單純にして何等味ふべき者あるなし昔時の牢屋は實に斯の如くなり即犯罪人あれば之を殺戮し若くは肉體に苦痛を與ふるを以て目的とせり如此治罪手段にて安と善く犯罪の減少を期待するを得んや果して犯罪は益々増加したり於此乎始めて囚人の感化てう問題を生ず蓋し人は生しなからにして惡事を爲すべき性質を有するものにあらず、地勢、風土、遊惰、貧究、天災、地變等種々なる原因に依て犯罪てう疾病を惹起したるものなり故に之を收容する監獄は其疾病を治癒するを以て目的とす例令は猶ほ病院に患者を收容するか如し之を以て之を見れば其職務の貴重にし

て且つ困難なるとは推知するに難からざるなり夫れ如此至難なる事業なるを以て監獄官吏は其家族の扶助なくして其職務を全ふするを得ざるなり抑も官吏の家族たるものは退ては一家を齊ひ進ては世道を扶掖するの覺悟あるを要するは勿論なりと雖も就中監獄官吏たるものは典獄以下其心を一にし一體となりて其身を修め其家を齊ひ以て其美なる慣習を囚人に迄及ぼすの注意あるとを干要とす故に交親會員たるものは其會の名の如く親み交て典獄以下押丁に至る迄一團體となつて各身を修め其家を齊ひ以て囚人の感化を助長されんとを希望す

交親會員は規約に示すか如く毎月三錢つゝ醸出せざるべからず此事たる全く無用の消費なるか如きも決して然らざるなり其趣意とする所は無用を節して有用に支出するに在り何となれば月三錢と稱するも日を以て之を計算するときは一日一厘に過ぎず日に一厘を醸金するか如き今日の生活程度に於ては少しの注意を拂ふ場合に於ては容易の事に屬す例令は小兒の小遣錢は絶對に之を禁止するは、

困難なるべしと雖とも之に制限を加ふる餘地あるべし小兒の要求なるものは際限なきものなれば元來制限を付するを可なりとす若し制限を付せざらんか不規律なる習慣を養成し不真なる結果を生ずるや明らかなり故に一家の主婦たるものは適當の制限を付するを肝要とす既に制限を加ふるを得は一日一錢消費する場合に九厘に九厘消費する場合に八厘に節約するを得べし如此買喰する小兒の小遣錢を節約したる結果に依つて交親會は成立す是れ無用を節して有用に支出すと云ふ所以なり而して其醸金も剩餘ある場合には之を慈善事業に寄付するを目的とす茲に所謂慈善事業と云ふは養育院出獄人保護會の如きものを云ふなり故に諸君が小兒の費用を節約すると同時に各自の小兒に節約の理由を宜しく會得せしめ以て小兒時代より博愛慈善の心を強養し國民教育の實を擧げられんとを希望す

交親會の設立

新選監獄詰司獄官更替氏の家族は今回交親會を稱する婦人會を組

織し其發會式を十月三十一日午後一時新選市本淨寺に於て舉行せり出席せる會員は會長野口典獄夫人以下無慮三十名にて野口典獄夫人開會の挨拶を爲し野口典獄交親會の目的を演述し(演說の要領は別項に掲ぐ)光山教務所長三寶と題する講話を爲し餘興として福引等を催し尙ほ茶菓の饗應ありて會員各々歡を盡して和氣騰々の中に散會せしは全く午後五時過ぎなりし左に交親會規約及役員の名を掲ぐ

交親會規約

- 第一條 本會は交親會と名く
- 第二條 本會は司獄官吏の主婦を正會員とし其他の家族を賛成會員とす
- 第三條 本會は毎月一回(第二屆土曜日午后雨天順延)講師を聘し宗教、倫理、教育、經濟、衛生等の講話會を開くものとす
- 第四條 正會員は毎月金錢を醸出し其他は寄附金を以て本會の費用に充て過剰金は之を積み置き慈善事業若くは濟命者に義捐する事あるべし
- 第五條 本會々員は常に勤儉を主とし苟も虚飾に流れず特に集會の際には必ず簡衣を着用するものとす
- 第六條 正會員中死亡若くは罹災者ありたるときは本會より應分の金品を贈るものとす
- 第七條 本會は春秋二季に於て會員死亡者追悼の爲め法會を營むものとす
- 第八條 本會は左の役員を置き任期は無期限とす
會長 (典獄夫人) 幹事 五人
- 第九條 前條役員の下司獄官中より顧問五名會計壹名を擔ひ事務の整理を委託するものとす

浴場の所感

在大阪 山本 默 敬

頃日大阪市内各所の男浴湯場に於ては彼の不良少年が極場稼一板場稼二板浴客が入浴せし隙を窺ひ陰かに其衣類を着服するが又金品を持逃げする者に對する暗探なり)と稱する謂得もの當此五八四十枚を一と纏めと爲し是れを長方形の額面に組立て、浴客の衣類脱着する場所に掲表せり而して其額面上欄に記して曰く大阪府警察部の調査に係る當府下及近府縣下に於ける板場稼の寫眞とあるを見る

要するに警察は其民の財産を保護すると全時に其民をして彼等不良少年の面影を知得せしめ油断なく以て注意を促さんとすその親切に出でたるに外ならざる可しと雖も果して其民が彼等の面影を知得するものとせば固く彼等が行爲は果む可しと雖も彼れ折角に二錢の湯賃を投下ながら安心して入浴すること能はざるのみならず是れが爲めに遂に改過遷善の時機を失ひ且つ其の身を置くに處なく巴むを得ず再三再四犯罪を得へけんや近來不良少年の感化及出獄人保護等の慈善事業興起の聲朝野に唱せらるるの時機に在りては斯の如き方法は其効果多きのみならず或は不良少年の感化若くは出獄人保護等の旨趣に相背するの嫌あらざるなき乎現に角記して以て大方諸賢の教を得つ



- 幹事 坂田 光子
- 全 杉本 繁子
- 全 山田 トモ子
- 全 貞金 トモ子
- 全 三宅 スヰ子



○本會規則第三條第八號により五月一日彰功狀并彰功章を贈與

せしもの左の如し

報告地方部長	在職年數	職	名	姓
新美	同	看守長	新美 鶴吉氏	鶴吉氏
土岐	同	同	土岐 外三郎氏	外三郎氏
宮地	同	同	宮地 健次郎氏	健次郎氏
萩野	同	女監取守	萩野 七イ氏	七イ氏
渡邊	同	看守	渡邊 寅治氏	寅治氏
早瀬	同	同	早瀬 金之助氏	金之助氏
水野	同	同	水野 梅太郎氏	梅太郎氏
牧野	同	同	牧野 美穂次郎氏	美穂次郎氏
高瀬	同	同	高瀬 文蔵氏	文蔵氏
松下	同	同	松下 信次氏	信次氏
堀田	同	同	堀田 秀重氏	秀重氏
島田	同	同	島田 保壽氏	保壽氏
牧野	同	同	牧野 美穂次郎氏	美穂次郎氏
岩田	同	同	岩田 徳太郎氏	徳太郎氏
川島	同	同	川島 徳成氏	徳成氏
廣安	同	同	廣安 太郎氏	太郎氏

以上皆勤 十年以上皆勤 二十年以上皆勤

明治三十六年十一月二十日

發行人兼編輯人

印刷人

發行所

印刷所

磯村政富

磯村兌貞

監獄協會

惠愛堂

東京市麴町區飯田町五丁目卅二番地

東京市麴町區內幸町一丁目五番地

